

令和 3 年 3 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

3月12日

本日の会議に付した案件

議案第4号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第7号 江南市介護保険条例の一部改正について

議案第8号 江南市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

議案第9号 江南市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

議案第10号 江南市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について

議案第11号 江南市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第12号 江南市国民健康保険条例の一部改正について

議案第13号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第14号 江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第15号 江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第17号 財産の無償譲渡について

議案第18号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第14号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第4条 地方債の補正のうち

学習等供用施設改修事業

保育園施設改修事業

- 学校施設改修事業（小学校）
公民館改修事業
古知野北部地区複合公共施設整備事業
市民文化会館改修事業
- 議案第19号 令和2年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第20号 令和2年度江南市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第23号 令和3年度江南市一般会計予算
第1条 歳入歳出予算のうち
健康福祉部
教育部
こども未来部
の所管に属する歳入歳出
第3条 地方債のうち
保育園施設改修事業
災害援護資金貸付事業
学校施設改修事業（小学校）
学校施設改修事業（中学校）
古知野北部地区複合公共施設整備事業
市民文化会館改修事業
- 議案第24号 令和3年度江南市国民健康保険特別会計予算
議案第26号 令和3年度江南市介護保険特別会計予算
議案第27号 令和3年度江南市後期高齢者医療特別会計予算
議案第30号 江南市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について
議案第31号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第15号）
第1条 歳入歳出予算の補正のうち
健康福祉部
教育部
こども未来部
の所管に属する歳入歳出

議案第34号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

の所管に属する歳入歳出

教育部

の所管に属する歳出

請願第7号 心身障害者扶助料の支給見直しに関する請願書

出席委員（7名）

委員長	伊藤吉弘君	副委員長	岡本英明君
委員	宮地友治君	委員	稲山明敏君
委員	中野裕二君	委員	三輪陽子君
委員	石原資泰君		

欠席委員（0名）

委員外議員（9名）

議長	野下達哉君	議員	古池勝英君
議員	堀元君	議員	掛布まち子君
議員	大藪豊数君	議員	片山裕之君
議員	宮田達男君	議員	長尾光春君
議員	田村徳周君		

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長	松本朋彦君	副主幹	前田昌彦君
主任	前田裕地君	主事	山田都香君

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤田和延君
教育長	村良弘君
健康福祉部長	栗本浩一君

教育部長	菱田幹生君
こども未来部長兼こども未来部保育課長	
	村井篤君
高齢者生きがい課長	貝瀬隆志君
高齢者生きがい課主幹	間宮徹君
高齢者生きがい課副主幹	栗本真由美君
福祉課長兼基幹相談支援センター長	倉知江理子君
福祉課主幹	大矢幸弘君
健康づくり課長兼保健センター所長	平野勝庸君
健康づくり課主幹	中山英樹君
健康づくり課副主幹	青山啓子君
健康づくり課副主幹	脇田亜由美君
健康づくり課副主幹	古川雄一君
保険年金課長	相京政樹君
保険年金課主幹	影山壮司君
教育課長	茶原健二君
教育課管理指導主事	伊藤勝治君
教育課主幹	夫馬靖幸君
教育課副主幹	千田美佳君
学校給食課長兼南部学校給食センター所長	
	仙田隆志君
学校給食課副主幹	瀬川雅貴君
生涯学習課長兼少年センター所長	可児孝之君

スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長

中 村 雄 一 君

スポーツ推進課副主幹

宇佐見 裕 二 君

こども政策課長

稲 田 剛 君

こども政策課主幹

平 野 優 子 君

こども政策課副主幹

石 田 哲 也 君

保育課指導保育士

真 野 佳 子 君

保育課主幹

矢 橋 尚 子 君

保育課副主幹

横 井 貴 司 君

陳述出席者（3名）

請願第7号 奥 村 清 高 君、松 浦 大 介 君

牛 田 正 美 君

○委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

それでは、冒頭に委員長の私より一言御挨拶を申し上げます。

今朝、テレビを見ておりましたら、旧型の新型コロナウイルスはやや終息傾向にあるんですけれども、イギリス型の変異ウイルスは非常に感染力が強くて、致死率が高いという変異ウイルスが猛威を振るうんじゃないかというふうに推測をされている方、専門医、医師の方がお見えになりました。そうした中で、やはり江南市もこれから集団ワクチンの接種という非常に重大な業務が残っております。そうしたことで、今日もその追加議案がたくさん出ておりますので、そうしたこともしっかりと審査をしていただきたいと思います。

最後になりますが、新型コロナウイルスワクチンの接種に携わっております当局の皆さんにおかれましては、本当に大変な業務だと思いますけど、心より感謝申し上げまして冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染の拡大予防のため、マスクの着用は適宜といたしますので、よろしくお願いいたします。

市長さんから御挨拶をお願いします。

○市長 皆さん、おはようございます。

ただいま委員長さんのほうから新型コロナウイルス関係のお話がありました。今のワクチンがかなり有効性があるというようなことは言われておりますけれども、変異型についてはまだまだ未確認のことが多いというようなことも聞いております。先日、医師会の皆さん方と個別接種の状況なんかを確認させていただくというようなことで説明会もさせていただきました。大変熱心に先生方も取り組んでいただけるということも確認できましたし、それぞれのお立場で疑問点なども出していただいた、そんなことが先日行われました。私も順番が来ましたら、率先して打っていききたいなというふうに思っております。

さて、去る2月24日に3月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重審査をしていただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○委員長　　ありがとうございました。

本日の委員会の日程でございますが、付託されております議案第4号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてをはじめ21議案と請願第7号 心身障害者扶助料の支給見直しに関する請願書の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序でございますが、議案第4号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、議案第10号 江南市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について及び請願第7号 心身障害者扶助料の支給見直しに関する請願書については関連がございますので、議案第9号の後に審査を行いたいと思います。そのため、審査の順序につきましては、最初に議案第7号から議案第9号を付託順に行います。続いて、議案第10号、議案第4号、請願第7号の順でそれぞれ審査のみ行った後に、議案第10号、議案第4号、請願第7号の順でそれぞれ採決を行います。

それと、議案第14号 江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたしますが、議案第17号 財産の無償譲渡についてとは関連がございますので、一括して審査したいと思います。それ以外は付託順により行いますので、よろしくお願い申し上げます。

委員会での発言につきましては、会規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言をすることができないと規定されてございます。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言してくださいよう、議事運営に御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

げます。

また、委員外委員の発言につきましては、会議規則第117条第2項において、委員会は委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されてございます。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後になお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいても結構でございます。

議案第7号 江南市介護保険条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第7号 江南市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、議案第7号について御説明申し上げますので、議案書の83ページをお願いいたします。

令和3年議案第7号 江南市介護保険条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、84ページから86ページには、江南市介護保険条例の一部を改正する条例（案）を掲げてございます。また、87ページから94ページにかけて、条例（案）の新旧対照表を掲げてございます。また、95ページ、96ページには、参考といたしまして改正案の概要などを掲げておりますので、御参照賜りますようお願いを申し上げます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員 95ページのところで、この改定の概要というふうにまとめてあ

るんですけれど、2番のところ、合計額から10万円を控除するというのは、今回特別給付金があったということでこの10万円が控除ということになったのかなと思うんですけど、その確認と、あと納期が、一番最後ですが、10回から8回というふうに変更になっておりますけれども、この理由というのか、これで影響がないのか、さらに滞納が増えるのではないかとちょっと心配をしているんですけども、そういうことがないかを確認したいと思います。

○高齢者生きがい課長 95ページ、改正概要の2番に載せてあります内容でございますけれども、こちらは、今回の税制改正によりまして、給与所得、それから公的年金に係る雑所得のほうが所得として10万円多くなってしまふというところの改正がございました。これをそのまま保険料の算定に用いる合計所得金額に適用いたしますと、保険料が高くなってしまふというところがございますので、その影響を避けるために、今般この改正におきまして合計所得金額から給与所得、公的年金による雑所得が含まれている場合には、合計所得金額から10万円を引いて、それで保険料を決めるといった改正を行うものでございます。

それから、4番にございます仮算定を廃止して、現在の納期10期を8期に改めるものでございますが、こちらのほうは、もともと仮算定の通知書はまず4月に発送をいたします。それから、本算定を行いましてからの正式な年額の通知につきましては8月に行うと。2回通知が来ることで、1号被保険者の方、普通徴収の方ですけれども、大変分かりにくいといったようなお声を聞いております。それから、近隣の他市町でも仮算定を廃止しているところが多くございます。そういったことから、今回仮算定を廃止いたしまして、納期を8回とさせていただいたものでございます。

議案質疑の中でも、納期1回当たりの保険料が増えるというところで、徴収率に関して御心配をいただいておりますけれども、令和元年度の91%という徴収率を何とか維持していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 あと、ちょっと1点だけ聞きたいんですけど、いいですか。

段階を11段階、12段階に増やしたということですが、その人数というのが分かれば教えていただきたいと思いますと思ひまして、それを増やしたことによ

る影響額もちよっと教えてください。

- 高齢者生きがい課長 従来の10段階の所得段階に加えまして、さらに高額所得の方に第11段階、12段階といったものを設けさせていただいております。該当する人数を現在把握しておる部分で申し上げますと、第11段階が166人、第12段階が305人、合計で471人の方が該当するという見込みを立てております。

それから、この11段階、12段階を増やしたことによる影響額でございますが、10段階で今回の保険料を計算しますと5,363円となります。今回の保険料が5,349円ということでございますので、影響額としては14円下がったということになります。

- 委員長 はい、分かりました。

ほかに質疑はございませんか。

- 三輪委員 すみません、ちょっと今のに関連してですが、近隣ですと12段階以上のところもあると思うんですが、大体何段階ぐらいというのが多いのかというか、この近辺のがもし分かれば教えてください。

- 高齢者生きがい課長 第7期計画時点で愛知県内の市町村の段階を全て調べましたが、半数近くは12段階でございます。最も多いところでは、15段階といったところがございますが、ここまで激変で変えてしまうのは少し影響が大きいかといったところで、今回は12段階という形にさせていただいたのでございます。

- 委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時42分 休 憩

午前9時42分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第7号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号 江南市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

- 委員長 続きまして、議案第8号 江南市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

- 高齢者生きがい課長 続きまして、議案第8号について御説明申し上げます。

議案書の97ページをお願いいたします。

令和3年議案第8号 江南市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、98ページから102ページには、基準等を定める条例等の一部を改正する条例（案）を掲げてございます。また、103ページから112ページにかけまして、条例（案）の新旧対照表を掲げてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

- 三輪委員 104ページの上段だと思うんですけど、この中で主任介護支援専門員の確保ができないときは介護支援専門員が管理してもいいというようなところが幾つかあったんですけども、こういうことは介護の低下ということにつながるのか。経過措置のようなことかなと思うんですけど、こういうふうに持たれたことで何か影響はないのかちょっと心配なんですけど、そういう点はいかがでしょうか。

○高齢者生きがい課長　こちらの条文につきましては、特にコロナ禍といったところではなくて、主に介護の人材確保といったところで各事業所さんは苦勞してみえるといったところがあるかと思えます。こちらの主任介護支援専門員が確保できない場合には、介護支援専門員をそれに充てることができるという規定でございますけれども、こちらによって特に主任介護支援専門員、ケアマネジャーの主任というところでありまして、こちらが充てられなくて介護支援専門員を管理者とした場合につきましても、特にケアマネジメント業務に大きな支障が出るといったところはないだろうというふうに考えております。

○委員長　いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員　102ページのところで、あちらこちらあるんですけど、ここもやっぱり講じるように努めなければならないというのがあるんですけど、これもやはり今と同じように人材確保というか、そういう点のことなんですか。だから、両方合わせると本当に介護の方の待遇をよくして、介護人材を集めなければいけないのに、逆に今ある介護人材で何とかやっていくように何とか条例を変えているというか、そういうような感じが、これは国の姿勢かもしれないんですけど、そういう点を感じるんですけども、この点も別に支障はないんでしょうか。

○高齢者生きがい課長　改正附則の2番、3番、4番で、虐待の防止、それから業務継続計画の策定、それから感染症の予防、まん延防止のための措置といったところで、令和6年3月31日までの間、これを義務規定ではなく努力義務規定とするという経過措置が設けられておるんですけども、やはり義務規定ということになりますと、どうしてもやらなければいけないといったところで、やはり事業所のほうがかなり煩雑な業務になってしまうといったところで、こちらのほうは業務に支障が出る可能性も出てきますことから、3年間の経過措置といったものが設けられたものと理解をしております。

○委員長　よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

○岡本委員　この条例改正は、国の基準により改正されるということなんで

すけど、この改正の内容と、改正されることによって、江南市においては対象となる施設は幾つぐらいあるのかちょっと教えてください。

○高齢者生きがい課長　今回のこの条例改正の内容は、まさに委員おっしゃられたとおり、国の基準改正に伴うものでございます。その改正の大きな柱として4点ございまして、まず1点目につきましては、新型コロナウイルスなどの感染症の対策強化とともに、大規模災害が発生したときに備えまして、業務継続計画の策定を義務化するものでございます。

それから、2番目といたしまして、利用者に対する虐待防止をさらに推進するための目的での改正がございまして、この1点目、2点目につきましては、先ほど申しましたように、改正附則によりまして、令和6年3月31日までの間は義務規定を努力義務規定とするような附則がつけられております。

それから、3番目につきましては、事業所の職員に対するハラスメントの防止、これが改正として条項につけ加えられているというところでございます。

それから、4番目といたしまして、これも新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあるんですけども、ICT技術の活用によりまして、オンラインによる会議であるとか、それから利用者への説明といったものを可能にするといったような改正がされております。改正の大きな柱はその4点ということでございます。

続きまして、事業所数といったお尋ねですけれども、こちらはケアマネジメントを行う事業所でありまして、現在、江南市内では18か所の事業所がございまして、

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

午前9時49分　休　憩

午前9時49分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号 江南市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

○委員長 続きまして、議案第9号 江南市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いをいたします。

○高齢者生きがい課長 続きまして、議案第9号について御説明を申し上げます。

議案書の113ページをお願いいたします。

令和3年議案第9号 江南市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、114ページから117ページには条例（案）を掲げてございます。また、118ページから123ページにかけまして、条例（案）の新旧対照表を掲げてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員 確認ですけど、114ページのところで、先ほどの議案第8号でも出たんですけど、業務継続計画というのがありますけれども、これは例えば大規模災害等、また感染症等で一旦業務を中止したときに、その後どういうふうにするかという計画をあらかじめ立てておくということでしょうか。

○高齢者生きがい課長 委員おっしゃられますとおり、感染症の影響により

まして、多くの職員が休みを取ったり、自宅待機となったりとか、それから大規模災害により多くの職員が被災をして業務継続が危うくなったときのために、その業務をいかにして継続するか、それから中断した場合にいかにして早く再開をするかといったところの継続計画を立てるといったところを義務化しているものでございまして、こちらのほうも先ほどの条例と同じように経過措置が設けられているものでございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○岡本委員　先ほどの議案と一緒になんですけれども、改正内容と対象となる施設についてまたお願いいたします。

○高齢者生きがい課長　改正の内容につきましては、これも国基準の改正によりますけれども、先ほどの条例と同じ内容で改正がされておるものでございます。

それから、こちらの条例につきましては、介護予防支援等の事業といったものが今の地域包括支援センターが行う業務でございます。江南市内には現在北部、中部、南部と3か所の地域包括支援センターがございまして、こちらがこの条例の対象になるものでございます。

○委員長　よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員　すみません、もう一点。

116ページに、電磁的記録というもので相手方の承諾を得てという文言があるんですけれども、今の電子化というかオンライン化ということで署名とかが紙ではなくてサインが、よくあるタブレットに名前を書いたり、そういうのになるということじゃないかと思うんですけれども、例えば介護施設に入られている方で認知症とかそういうことで承諾というのが難しい方もあると思うんですが、そういう場合はどうなるんでしょうか。

○高齢者生きがい課長　承諾が難しい方というところなんですけれども、御家族の方の承諾を得るという手もございます。それから、御本人が意思がはっきりしないといったような場合、後見人制度であるとか、そういったものを進めていく必要もあるというふうには考えておりますけれども、あくまでも承諾を得るといったところが前提でございまして、書面に代えて電磁的

方法による説明等を行う場合といったものは、承諾を得ることが難しい場合ではできないといったことになるかと思えます。

○三輪委員　すみません、確認ですけれども、やっぱり書面で書いたものがあつたほうが安心だから書面のほうがいいわと言われれば、書面で出すと、両方併用していくということになりますか。

○高齢者生きがい課長　委員のおっしゃられるとおり、書面のほうがいいという御希望がある場合には、従来どおり書面によって行っていくことになると思えます。

○委員長　いいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時55分　休　憩

午前9時55分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、当委員会への傍聴の申出がありました。傍聴につきましては、委員会条例第18条の規定により、委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになってございます。

傍聴を許可といたしたいと思いますが、御意見はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御意見もないようでございますので、傍聴を許可し、傍聴人の入室を許可いたします。

議案第10号 江南市心身障害者扶助料支給条例の一部改正について

○委員長　それでは続いて、議案第10号 江南市心身障害者扶助料支給条例の一部改正についてを議題といたします。

なお、この議案の採決につきましては、関連してございます議案第4号、請願第7号の審査の後に行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　それでは、議案第10号について御説明を申し上げます。

議案書の124ページをお願いいたします。

令和3年議案第10号 江南市心身障害者扶助料支給条例の一部改正についてでございます。

125ページ、126ページは、江南市心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例（案）でございます。参考といたしまして、127ページから129ページに条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○中野委員　これを一部改正することによって、扶助料を受給されている方の経済的な負担が懸念されると思うんですけど、改めてこれを一部改正する経緯をお聞きしたいんですけども。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　この扶助料につきましては、制度の創設より47年が経過をしておる状況でございます。その間、大きく内容の見直しはされておられません。以降、障害福祉に関する各種制度、例えば障害者総合支援法が成立され、また高齢者におきましては介護保険制度が創設されといった状況で、障害者及び高齢者の方に対するいろいろな施策が充実されてきております。

一方で、この扶助料の支給に関わりましての市の財政負担は徐々に大きくなってきております。今年度におきましては、全庁的にスクラップ&ビルド

による事業費縮減の取組が進められておりまして、この扶助料制度につきまして、福祉課におきまして制度の見直しを検討してきたという状況でございます。

○中野委員　　予算書、決算書を見ると、毎年のように二、三百万円ずつぐらい上がっていているんですけども、今後、扶助料の推移をどのようにお考えになっているのかお尋ねいたします。ごめんなさい、一部改正しなったらどのような推移というふうに考えているのか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　今お話がございましたとおり、扶助料の実績の推移につきましては、徐々に増加傾向でございます。例えば、平成29年度におきましては1億5,923万円でございます。それが令和元年度の実績におきましては1億6,261万6,000円という状況で、平均的には年々250万円程度の増加という状況でございますので、この250万円が年々増加していくということで推移を予測していきますと、さらに財政的な負担が膨れ上がるというふうに見込んでおります。

○中野委員　　この制度を愛知県内で見ると、江南市と、あと2市というような状況だと思うんですけども、近隣市町がもし分かれば、廃止した年度とか、国でいくと昭和62年ぐらいから支給が始まって、その前後で廃止していったのかなと思うんですけど、もし分かれば。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　県下で何らかこういった福祉、障害者の方に対する手当というのは実施をしております。開始年度はそれぞれでございますが、昨年度までは県下全ての市町村におきましてこの手当の支給はされております。それぞれの自治体の独自の手当となりますので、支給の対象者等につきましては、それぞれ市町によって違ってまいります。

そんな中で、瀬戸市におきましては、令和2年10月1日に長く実施をしてきましたこの障害者に対する手当を全面的に廃止しております。そのほかの市町村におきまして、何らかの制限がなされているという状況で、現在のところ、江南市では全ての障害者手帳をお持ちの方に対し、2,000円から3,000円の間で毎月この扶助料の支給対象とさせていただいておるところでございます。江南市と同様に、制限をつけずに障害者全員に扶助料に代わる障害者手当を支給しておりますのは、県下で江南市を含め、今のところ3市

という状況でございます。

- 中野委員　今お聞きすると、各自治体はそのタイミングで制限をかけてきたということなんですけれども、江南市は昭和47年か昭和48年からでしたか、制度が始まってずっと四十何年間やられてきているんですけれども、近隣市町の状況を見て、以前にそういうタイミングもあったと思うんですけれども、この四十何年間続けられてきたという経緯はどのようなあれがあるんですか。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　障害者の方に対する福祉を増進するという目的で、この心身障害者扶助料が創設されておりまして、その趣旨というものの重要性を鑑み、江南市としましては大きな変更なく今まで実施をしてきたということでございます。
- 稲山委員　議案質疑で掛布議員が質問されておりますので、大体のことは分かりましたけれど、1点ちょっとお聞きしたいんですけど、まず65歳以上に年齢をといた話の中で、年金の支給がというような話があったと思うんですけれど、いま一度確認のために、65歳という年齢の差をつけた理由をお聞かせください。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　ただいま稲山委員からお話のありましたとおりでございます、65歳になられますと基本的に年金が支給される年齢であるというところが一番大きな理由でございます。
- 稲山委員　年金支給が65歳以上からといった理由でありますけれど、改正された内容でこのままずっとまた支給をしていくんだらうなという気はせんでもないですけれど、国のほうが年金を70歳とか言っておられる中で、65歳で切るということが果たして本当によかったのかという話ですね。いずれは70歳になって、支給も75歳、今、年金を遅らせるのを75歳まで持っていこうとしておる中で、早々と65歳で切ってしまうというのは本当にいいものかどうか、その辺をどのように考えておるか。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　年金に関しましては、今お話がありましたように、支給年齢を引き上げるといったお話も出ておりますけれども、障害の方に対する介護保険サービスというところで考えてみますと、現在のところ65歳以上の第1号被保険者の方に関しましては、何らかの介護が必要

な状況になりましたら介護保険のサービスを利用させていただくことができますので、日常生活上の支援に関しましては、そちらの介護保険サービスのほうで補っていくという状況になろうかと思えます。

ただ、この手当という面で金銭的な支援というところに関しましては、各個人によって、それが大変生活に影響を及ぼすものなのか、何とか御家族の中で耐えていける、生活に大きな支障がないものかは個々人で違ってまいりますが、先ほど近隣市町の状況のお話をいたしました、ここ1年の間で現に65歳以上の新規手帳取得者をさらに対象から外すといった制限をかけた市町が数件、この1年でもあったという現状はございます。

○健康福祉部長 委員から御質問で、年金制度の変更というか改正があった場合については、またこちらの条例のほうについても、その情勢の変化に応じて手当の必要性が出てくる場合もございますので、今明言することはできませんが、社会情勢の変化に伴って条例のほうは変えていって、手当のほうも変えていく必要性はあるかなと思えます。65歳以上の新たに障害になられて、それが65歳の場合ということでございますので、障害の程度に限らず、手当というのは止まるわけですので、また年金制度の変化に応じて見直し、検討はする必要があるかと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○稲山委員 そのように随時、適宜というか、どちらの言葉が正しいかわかりませんが、そういった社会情勢に合わせた対応をお願いしたいと思っております。

それともう一点お聞きしたいんですけど、たしか議案質疑の中で、他市町の状況もそうですけれど、この扶助料に関して、県と国からも出ておるといったことから一つの要因だというような話があったと思えますけれど、それは間違いないですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 そのとおりでございます。今回の支給要件の見直しの主な改正点は2点ございまして、まず1点は、今まで市の扶助料は障害者の方全員に支給してまいりましたが、中には、重度の方には国、または県の手当と併給という形で江南市の扶助料も支給していました。その併給をされている方の国及び県の手当をお持ちの方につきましては、江

南市の扶助料を支給要件として外させていただくというものがまず1点。それからもう一点は、先ほどの話にございましたように、新規で65歳以上で初めて障害者手帳をお取りになった方につきましては、4月1日より対象外とするという、その2点が大きな変更点でございます。

○稲山委員 分かりました。

そんな中で、国と県と手当がもらえるといった中で、江南市の手当というか扶助料を見ますと、4級、5級、6級全ての方がもらっておるわけですけど、国や県で4級、5級、6級の人というのは、手当、扶助料は幾らぐらいもらっておるんですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 国・県の手当は、重度の方に対する手当でございますので、4級、5級、6級に該当する方につきましては、国・県の手当の対象外となっております。

○稲山委員 そうしますと、4級、5級、6級という方をもう全て切ってしまうということは、本当に江南市として、65歳以上という話の中でですよ、当然。何もなくなってしまうというのは、本当によかったかなという。これは段階的にやっていくだとか、仮に2,500円、2,000円を半分ずつに減らしてやっていくだとか、そういった考えというのはなかったんですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 今回の見直しを検討していく中で、様々な支給要件に関して、モデル的に、この要件を外した場合には幾らの影響力になるのかというもののシミュレーションをいたしました結果、金額の低い市の扶助料のみしか受給されてみえない軽度の方の扶助料の金額を下げるということは、国・県の手当を併給でもらって見える方の月の金額と比べますと差が広がってしまうと。低い方をさらに下げ、高い方は県・国の手当があり、扶助料も一定の金額を下げるということになりますと、差が広がるということもございまして、いろいろなパターンを検討した結果、大きく障害者の方に影響を与えないというところで、今回の結論に至ったという状況でございます。

○稲山委員 いろいろな内容があるかと思いますが、65歳以上で削減は400万円ぐらいかなというような話もあった中で、昨年の予算的から話しすると3,000万円ぐらい減ってくるのかな、大体が。予算的に減ってくると思

うんだけど、江南市としてもいろいろ財政が非常に厳しい中での削減になってくるのかなという気もせんでもないですけど、これも議案質疑の中でありましたけれど、これもやっぱり確認ですけど、このスクラップ&ビルドの中の一環として持ち上がってきたものかどうかを最後お聞きしたいです。

○健康福祉部長　スクラップ&ビルドの話題が出されまして、健康福祉部、特に福祉課の中ではありますが、当然スクラップをという検討をしないまま、福祉は正義だということではない方向でというのが考えられなかったのも、どこの部分でということになってしまいます。当然、市民の方への影響というのが直結する部署の一つでもございますので、大変な苦しみというか、考えに考え抜いてという中で、この扶助料が出てきた理由は、手帳をお持ちの方ですぐ扶助料が出るということで、県下の中でもフルで支給しているところが3市ということで、財政的な面からいって、福祉の切捨てというのは本当に苦しい思いではあるんですが、江南市ができる部分というのは、どうしても平均的な手当にしろ、そういう市独自の制度というのは、突出した部分というのはなかなか無理がある時代になったのかなという中で、先ほど課長が説明しましたが、いろんな考えを出した中で、65歳以上の方については、現役で働いてみえる方が今の段階では65歳で年金をもらわれますので、その後、障害になられた場合どうするかということで、県下の中でもそういう制度の制限を設けているところがありましたので、その部分については、今もらってみえる方が65歳になられて切れるわけではないので、新しく新規でそういう該当になられた方は、大変申し訳ないんですけど、切らせてもらうという形で考えました。

もう一つ、併給のほうでございますけれども、国とか県の手当というのは、手当額にばらつきはあるものの、何らかの形で手当はもらってみえるということで、重度の方であれば手当額は大きいわけなんですけど、これについても、引き続き市の扶助料を支給できるのにこしたことはないんですけど、これについても、県下の中で見ますと、そういう制限を設けているところがあるという中で、大変苦慮に苦慮を重ねて、スクラップはきっかけになってしまったんですけど、扶助料のほうについては見直しをかけたということでございます。

過去においても、障害者の方の増加によって、扶助料が市の財政のほうで

経常的に出てきますので、これについても過去には見直しをする必要があるんじゃないかというような話題は出たことがございますけど、その結論まで至ってない状況が何回かあったということも聞き及んでおります。そうした中で決断したというところがございますので、御理解のほどよろしく願いしたいと思います。

○稲山委員　いろいろお聞きしまして、内容的には分かりました。断腸の思いでこれを切ってきたという、切ったというか、こういった制度の変更をかけたといったことかと思っておりますので、議案質疑の中で、掛布議員は御自分で言われましたけれど、この削減されたお金をやはり、こういった福祉で削ったお金というのは、やっぱりこういった福祉に関して使っていただくのが、ほかに回していただくのが一番ベストじゃないかなと思っておりますので、その辺どういった使い方をされるのか分かりませんが、その辺よろしく願い申し上げます、あまり要望は言いたくありませんけれども、要望としてお伝えしておきたいと思っております。以上です。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員　先ほど来、国や県から手当が出ているから市のほうを削ったという話が出ておりますけれども、やはり重度の方というのは仕事ができないし、特に在宅で介護をされている方はお家の方も仕事ができないと。本当にこの手当が命綱というか、そういうことになっていると思うんですけども、月々3,000円ではありますけれども、年間3万6,000円とかなり大きいところで、普通に考えれば、軽度の方の分を削って重度は残すという、先ほど差が広がるとかというふうに言われましたけれど、仕事を何とかしようと思えば、軽度の方はまだできるけれど、本当にできないし、お家で介護している方も大変という状況を考えたら、重度からまず削るというのはちょっと考えられないんですけども、例えば特別障害手当とか、在宅の重度の県とか国からもらって見える方、それだけではもちろん生活できなくて、あと年金とかだと思っておりますけれども、そういう方がほかにどういう手当、仕事ができないとしたらどういう手当で生活されているんでしょうか。その金額は大体どのぐらいでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　今お話に出てまいりました年金に関

しましては障害者年金がございます。令和2年度におきましては、1級の方は年額97万7,125円、2級の方は78万1,700円でございます。そのほか厚生年金の関係で申し上げますと、厚生年金の場合には3級までございまして、3級の場合は年額で58万6,300円でございます。また、老齢年金につきましては、令和2年度では満額で年額の78万1,700円という状況でございます。

- 三輪委員　　ということだと、例えばほかに全く収入がなければ、障害年金でも月額にすると8万円とか7万円ということだと思いますし、老齢年金でいうと6万円ぐらいということ、ほかに収入がなければ、本当にこれは生活ができないという方もあるんじゃないか。高齢者の方で生活保護を受けている方が多いというのは、きっとこの老齢年金だけで生活できないので、足りない分で生活保護という方が多いんじゃないかと思うんですけども、やはり今削る方向もあるんですけど、先ほど福祉の増進というのが大変重要というふうに認識されていると言われたので、本当に今、特にこのコロナ禍の中、障害を持たれている方はなかなか本当に命の危険ということで外に出られない。特に、お仕事を少ししていた人もお仕事に行けないとか、いろいろ本当に大変な思いをされていて、このタイミングでこれを削るというのは、本当に弱い方に冷たいんじゃないかなと。

江南市は、例えば子供の医療費とか、よいことは一番最後で、削るほうが一番最初というか、ちょっと近隣を見たら、軽度の方を減らしたところはあるんですけど、重度のところを削るというのはあまりないんじゃないかと思って、本当にそこら辺をもうちょっと何とかこれ、今回スクラップを各課が大変な思いでされたと思うんですけど、結論から言うと、例えば10億円をまた財政調整基金に積み戻しているというような状況もあって、本当に今ここで削らなくちゃいけないのか、ちょっと本当にこれは疑問というか、何とかここはまた補正で戻すとか、そういうふうにならないかなと、考え直していただけないかなというふうに思いますが、どんなもんでしょうか。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　　おひとり暮らしの高齢者の方、または御家族と一緒に生活してみえる方、あるいは介護施設に入所してみえる方、それぞれ状況は様々だと思いますので、今回はこういった結論に達しておりますが、このことにより何らかの生活に大変な影響を及ぼしているという方

にしましては、生活困窮及び生活保護の方に対する支援も福祉課では行っておりますので、個別に状況を聞かせていただいた上で、ほかに何らかお手伝いできることはないのかといったことを個々で対応していければというふうに考えております。

- 健康福祉部長　今回の見直しについては、この手当の創設以来47年経過している中で、障害の方、全ての方に何らかの形で扶助料という形でお支払いをしているのが継続されているわけです。コロナ禍でというお話があるんですけども、コロナ禍の前の段階で、この扶助料については見直しをする必要性があるということは出てきておりましたので、コロナ禍のお話をされると非常に辛いところではございますが、以前からそういう見直しの話はあったということが1点です。

もう一つは、答弁の繰り返しになりますけれども、江南市の財政の中で、全ての方に扶助料というのを何の支給要件も、条件もつけずにお支払いし続けてまいりましたが、ちょっと難しくなったという中で、いろんな支給要件を設けてみえる自治体があります。確かに、軽度の方、5級、6級、あとは療育手帳のC判定、知的ですとC判定の方を対象から外している自治体もございます。当然、江南市のほうの見直しの際にも、その辺りを切ってはどうかという議論もさせてもらっています。そういう中で、併給はちょっとできないという方向で結論づけたということでございますので、国・県、市、何らかのところから扶助料を支給している障害者の方は、という考えに至ったわけです。

あと、47年経過している中で、いろんな障害者の方へのお金の面でのサービスというか、手当というものは出せないんですが、サービスの中では、いろんな法律の改正とか、事業所の数も増えてきておりますので、そういった活用をしていただく。それに対して、福祉課職員、全面的に御相談に乗ったり、バックアップをしていきたいというようなことをしていく必要があるのかなと思っています。

- 三輪委員　先ほど、これを実施して、後、困られる方があったら個別に相談に乗るといような話だったんですけども、やっぱり制度を変える場合には、事前にモニタリングとか、ヒアリングとか、そういうことで本当に困

る人が出ないのかというのは、ある程度そういうことをした上で変えていくというのが当たり前じゃないかなと思います。多分、これは、まだ当事者の方には知らされていないと思うんですけれども、もしこれで通ったとして、お知らせして、実際にいつももらわれていたお金が入らないということが当事者に分かるのはいつのことでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　まず、今回の議案がお認めいただけましたら、その後、支給対象外となる影響のある方に対しましては、3月末までには支給要件の見直しが図られ、その支給要件に該当されますといったお知らせの内容の通知を送付する予定でございます。また、ホームページに掲載し、福祉課の窓口でお渡ししております障害福祉ガイドブックへの掲載も同時に行う予定でございます。実際に支給されますのは半年ごとでございますので、半年後の9月末に支給されます半年分が、初めてそこで支給がされないという実感していただけるという状況になりますが、事前に今申し上げましたとおりの周知をしていきたいというふうに考えております。

○三輪委員　先ほどお聞きした事前に聞き取りとか、モニタリングとか、誰かに当たったとか、そういうことはあったんでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　福祉の審議会の最上位の場でございます総合支援協議会という審議の場がございまして、この扶助料の見直しにおきましても、今年度複数回にわたり議題に上げさせていただき、御審議をしていただいたという状況でございます。その総合支援協議会の委員には、福祉サービスの事業所の代表の方、それから当事者の代表の方、社会福祉協議会の方等、あとは医師会の推薦の先生といった複数人の委員の方々に御審議いただいた経過を経て、今回のこの状況、結論で出させていただいているということでございます。

○三輪委員　確認ですけど、その当事者の方もこれはやむを得ないと、そういう御意見だったんでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　はっきりとしたやむを得ないというお言葉をいただいているわけではなく、特に御意見はいただいていないという状況で、反対意見はないということでございました。

○委員長　いいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、議案の採決につきましては、関連してございます議案第4号、請願第7号の審査の後に行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案第4号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○委員長 続きます。議案第4号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

なお、審査方法でございますが、複数の課が関係する議案となっているため、各課ごとに審査したいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

また、この議案の採決につきましては、関連してございます議案第10号の採決の後に行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

最初に、健康福祉部福祉課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 それでは、議案第4号について御説明申し上げますので、恐れ入りますが、ページをお戻りいただきまして、議案書の23ページをお願いいたします。

議案第4号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由としましては、福祉課において、江南市中心身障害者扶助料の支給要件の見直しに伴い、改正をする必要があるからでございます。

24ページをお願いいたします。

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部

を改正する条例（案）でございます。参考といたしまして、25ページから27ページに条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員 確認ですが、これは今回扶助料を外す方をマイナンバーで確認するということでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 はい、そのとおりでございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続いて教育部教育課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○教育課長 それでは、議案第4号の教育課所管部分について御説明させていただきますので、議案書の23ページを御覧ください。

提案理由でございますが、私立高等学校等就学助成事業の廃止に伴い、改正する必要があるからでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員 これも確認なんですけど、スクラップのときに出てきた私立高等学校への補助は、ほかのところから出ているから市で外すということで、その件に関してマイナンバーを使うということでしょうか。

○教育課長 私学助成の事務において、税情報の確認等をする必要があるものですから、そういったことでマイナンバーを活用しておるというところがございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、この議案の採決につきましては、関連してございます議案第10号の採決の後に行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

請願第7号 心身障害者扶助料の支給見直しに関する請願書

○委員長 続きまして、請願第7号 心身障害者扶助料の支給見直しに関する請願書を議題といたします。

なお、この請願の採決につきましては、関連してございます議案第10号、議案第4号の採決の後に行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、事務局より請願文書の朗読をさせます。

○事務局 請願第7号、令和3年3月2日受付。件名、心身障害者扶助料の支給見直しに関する請願書。

請願者、江南市上奈良町緑48番地、佐藤病院患者会永和会代表、松浦大介。紹介議員、三輪陽子、掛布まち子。

請願趣旨は、請願文書表の別紙1を御覧いただきたいと思っております。

心身障害者扶助料の支給見直しに関する請願書。

請願趣旨。

私たち透析患者は1日置き4時間から6時間透析しないといけません。現在、江南市に234名（2019年末現在）の患者がいます。導入平均年齢70.42歳で患者の平均年齢は69.09歳です。施設の患者の80%が70歳以上です。

今回、江南市の心身障害者扶助料見直しについては、まだコロナ感染が終息していないにもかかわらず、あまりに拙速に過ぎます。基礎疾患ある透析患者はコロナに感染すると重症化するので、60歳以上で25倍、70歳で45倍の死亡のリスクがあり、厳しい環境を強いられています。江南市860人近くの障害者は異口同音に厳しい環境の中を耐えて頑張っています。

ぜひ生命をつなぐ心身障害者扶助料の支給をやめないでください。よろしくお願いをいたします。

請願事項。

1. 心身障害者扶助料の支給を今までどおり継続してください。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

この請願につきましては、意見陳述の申出がありました。意見陳述につきましては、議会基本条例第7条の規定により、委員長の許可を得て当該請願等に係る委員会の審査において意見を述べることができるということになってございます。また、陳述出席者につきましては、3名を希望されております。意見陳述を許可といたしたいと思いますが、御意見ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見もないようでございますので、意見陳述を許可いたします。

それでは、陳述出席者の方に申し上げます。

陳述される方はお一人でお願いいたします。陳述時間はおおむね5分以内でお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願い申し上げます。

○陳述人（奥村） 今日、この場を設けていただきまして本当にありがとうございます。私は、障害者でも人工透析、腎臓病を患って透析をしておる患者会の代表であります奥村と申します。よろしく申し上げます。

障害者といっても、私どもここにいる江南で唯一の佐藤病院の患者の代表の方、そして愛知難病連の事務長、今日来ていただきまして、障害者という立場でお話しさせていただきます。

確かに先ほど言われました、年金が私どもは、国民年金ですと七十何万円というお金を頂戴しております。しかしながら、幾ら在宅重度、県から頂いているお金と、それから市で頂いているお金を頂いておっても、私どもこの年金とそしてこの手当が一月3,000円と江南市ではなっておりますけれども、重度で、一番ひどい方となっておりますけど、じゃあこれをカットすると言われても、私どもなかなかコロナではなく働くことができません。透析患者でも働ける方は働いておりますけど、私今透析を35年やっております。本当に無料でいろいろこういう手当をいただいて非常に助かっております。

これもたかが3,000円ですけど、されど3,000円なんです、年金プラスこの3,000円、それと重度在宅手当というのを頂いて、これを本当に生活費とし

ていただいているんです。生活しているんです。この3,000円を、年間3万6,000円と言われますけど、じゃあ先生方も皆さんも、幾ら働いても私ども本当にパートで2万円、3万円頂けるのが本当で、働いていない方は年金生活です。ですので、本当に苦しい生活をしております。この中でも、やっぱり健康保険、介護保険というのも出さなきゃいけない。こんな中でもやっぱり我慢して生活していかなきゃいけないのに、この3万6,000円というお金をカットされるというのは、非常に私ども患者として困っておる次第です。

今、言われたように近隣の市のところでもカットがというお話がありますが、どうか横並びに、あそこもカットしたからここもカットだということじゃなく、なぜ私たち弱者からこういうお金をカットするのか、ほかのところから取っていただけたところがあるんじゃないかというように感じます。皆さん行政の方は机の上で計算されるんかと思えますけれども、本当に実際に今見ていただいて、患者が本当に困っている。障害者の方は本当に働くこともできない。うちで介護をしていただける家族の方も見えて、またその介護を見てみえる方は働くに行くこともできないというのが実情です。

こんな中、一月3,000円というお金を本当に私ども毎月通帳を見ながら、入ってきてよかったなというような形の手当です。本当にこれは重要な資源として思っております。小遣いじゃないんですよ、私たちこの3,000円というのは。生活費なんです。ですので、ぜひ今までどおりこの助成をカットするじゃなく、継続していただきたい。本当に考えて、皆さんに訴えたい、このような場で。私はここの市民ではありませんけど、障害者の立場として意見させていただいております。ありがとうございました。

○委員長　　ありがとうございました。

これより委員から陳述出席者の方々への質疑を行います。

陳述出席者の方々におかれましては、委員からの質疑にはどなたがお答えいただいても結構でございます。ただし、陳述出席者の方々から委員への質疑はできませんので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○三輪委員　　1日置きに透析に通っていらっしゃるということなんですけれども、そういうときに、例えば病院へ行くのにどういう手段、タクシーとか、

そういうのを使っていらっしゃるのか、そういう交通費もかかると思うんですが、そういうのはどうしていらっしゃるのでしょうか。

○陳述人（松浦） 私、江南市内にある佐藤病院の透析患者の患者会の代表をしております松浦大介と申します。お願いします。

お答えします。

自分で車があって免許証があって運転できてという方はもちろん自分でいらっしゃると思います。家族の方で送ってもらえるという方は家族で送ってもらいます。ところが、そういう場合ならまだいいんですが、車がないとか足がない、自分が運転できない、あるいは体が不自由だ、あるいは家族が送ることもできないという場合は、病院側が病院持ちで送迎のバスを出してくれています。それに乗り合わせで皆さんいらっしゃる方も大変多くいらっしゃいます。私個人でいえば、私は自転車で通っていますし、雨が降れば歩いていくという状況です。

ただ、やはり車で自分で運転していらっしゃる方にしても、私みたいに歩きだとか自転車という方にしても、透析の後というのは結構血圧が不安定だったり、気分が悪くなったりということもままありますので、そういう場合は病院で休んでから帰るということも珍しくないことではあります。そういう場合もやはり病院には迷惑をかけますし、また送迎自体も病院には大変負担になっていると聞きますので、場合によっては、人によってはタクシーで帰ったりということももちろんあります。

ただ、そうするとやはりタクシーチケットを持っていたとしても、さすがに週に3回を1年間はお持ちせんので、もうあつという間になくなってしまいますので、やはりそういうのは自分持ちということになって、事実上、病院に通うということ自体が大変大きな負担になっております。よろしく願いします。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員 患者さんの中でもお仕事を少しはされている方もいるのか、ほとんどやっぱりお仕事というのは難しいのか、その辺りはいかがでしょうか。

○陳述人（奥村） ここにありますかなり患者さんが高齢だということで、

ある程度の年齢で、もう50歳過ぎぐらいですと会社のほうが肩をたたくというのか、そろそろちょっと早いんだけどどうですかというような案内があるみたいで、本当に企業で御理解のあるところは、透析患者さんですので3時頃までやって、あとは夜の透析に間に合うように雇用していただけるというところもありますけど、やはりそれは若い方と導入のまだ若年というんですかね、1年から5年ぐらいの間の方が主で、私ども実際社会ではなかなか雇用をしていただけなかったのも、自分で事業をしておりますけど、今でもやっております。

しかしながら、やっぱり35年という長い透析をやっておりますと、いろんなところが悪くなって、結局はなかなかやることできない。そして、縮小して、今本当にアルバイトより月に二、三万円しか働けないというようなところと、それが持続してやることもやはりできない。いろんな後遺症が出て、合併症が出てきますので、私は外の仕事をしておりますので、事務仕事ではありませんので、やはりそういうところは難しいです。

大体見てみますと、60歳以上の方ですと、あまり働いてみえる方はいません。ですので、ここに言われますように、結構な高齢の方が多いため、最近では若い方が透析になるというような方は少なくなっております。それよりも今は高齢者、60歳過ぎ、仕事からリタイアされてほっとされてからの透析の導入というような方が非常に多くて、実際問題はかなり勤めてみえる方は、私どもの普通の方は少ないです。やっぱり、30歳代ぐらいの方ですと働いてはおみえになりますけど、やはり今申し上げたとおりに、皆さんと同様な勤務はできませんというのが現状です。

○委員長　　ありがとうございました。

ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員　　先ほど来、例えば65歳になると老齢年金が出るから、今後65歳以上の方のはカットということもあったんですけども、そういうことについて、障害を持たれている方とほかの方が同じというような扱いじゃないかと思うんですが、例えば透析患者の方で介護保険だとか、そういうことでほかにもいろいろあるかなとも思うんですけども、65歳でこの手当をなくす、これは軽度の方もだと思うんですけど、そういうことについてはどのように

お考えになるでしょうか。

- 陳述人（奥村）　　今言われたように、65歳からと言われても、それで介護保険があるんじゃないかというようなことで言われますが、その介護保険の中でいろいろ級があると思うんですが、やはり私どもの場合ですと、介護保険を使うだけでじゃあ満足に介護していただけるのかということになるとやはり難しく、それに結局ほかの料金を出して見てもらわなきゃいけないというような現状がありますので、ここの市で言われますように、介護保険があるんじゃないかとか言われますけど、やはりそれが難しいです。

今日代表で来ております方は、自転車通ってみえるということで、まだまだ元気なほうですけど、やはり私ども長くなりますと、本当に透析が終わるとちょっと血圧が下がってしまって、30分ぐらい休憩し、下手すると1時間ぐらい休憩しているんですけど、そうすると今度病院のほうで11時までで透析はあれですので、もう早く帰ってください、どうしても帰られなければタクシーか、うちの人を呼んで帰ってくださいということが多々あるんですが、そういうことになると、幾らタクシー券があるんだろうといっても、それが潤沢に、じゃあ私ども透析が156回、年にあるんですが、往復で300回という話になりますけれども、それだけ分の助成があるかということはありません。

タクシーチケットを頂いても、別に初乗り料金ぐらいで、あとオーバーする分はやはりそれを現金で払わなきゃいけないということになると、本当に痛しかゆしで、今言われたようにこの3,000円も、タクシー代といっても本当に数回分のお金にしかないというようなことで、これも大きな3,000円なんです。ですので、どうかこの手当を今までどおり継続していただきたいと思っております。

- 委員長　　分かりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

- 委員長　　質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

陳述出席者の方は傍聴席へお戻りください。

それでは、これより審査を行います。

意見を全員の方にお聞きしてございますけど、まず先に意見を言いたい方、御意見があれば手を挙げてください。

○中野委員　　今、請願者の陳述をお聞きしまして、十分苦しい状況は理解をさせていただきました。今回、対象になる人数の方が850人程度というふうにお聞きしておりますが、その個々の状況によって、この3,000円の支給の見直しが人によっては随分大きな金額になるということも理解しております。

ただ、江南市のほうが今厳しい財政状況の中、今回この支給の見直しというのは、市としても断腸の思いでしたと。近隣市町も見ると、江南市のほうが支給制限もなくやっているというような状況もございます。そういった中で、こういった今扶助料のほうも年々増額して、1億6,000万円を超えるような状況で高額になっていることも考えていきますと、今回のこの見直しはやむを得ないのかなというふうに考えております。

ただ、今後、江南市の財政状況が改善した折には、こういった支給を再度改善というか見直しをしていただきますよう要望して私の意見とさせていただきます。

○委員長　　分かりました。ありがとうございました。

続きまして、御意見を伺いたいと思っております。

○岡本委員　　扶助料は市町の独自の手当ということでございますけれども、私の親も障害4級ですけど、持っています。今少しながら手当を頂いておるところでございます。今、本当に足が悪くなりまして、車椅子状態で生活をしている中で、介護サービスのほうからもっと申請してもいいよと言われたんですけれども、今私が議員という仕事をしている関係上、そういう話をいろいろするんですけれども、非常に扶助料が増えているよということで、私はそういったことを自分で努力したいと。そういったことも一言言っておりました。全体として頑張ってくださいということを上町のほうに伝えてくれと言っておりました。

今回、聞いておまして、本当に3,000円をカットするということは断腸の思いなんだろうなということはいくぶん分かりますし、協力できれば協力したいという方もいるということはいくぶん分かりますけれども、本当に難しい中での今回の決め事なんだろうなと思っております。だから、ここに関しては、

妥当というわけではないんですけれども、仕方がないのかなというのが私の考えです。

ただ、今コロナ禍で大変だということもよく分かりますけれども、本当に中野委員が言われたように、財政が見直されてよくなってきた場合、また見直していただきたいというのもありますし、他市町と比べても低い数字にならないように、そういったことは気をつけていただきたいなというのは思っております。よろしく願いいたします。

○委員長　　ありがとうございました。

　　続きまして、御意見。

○石原委員　　請願者の方のお話を聞きまして、皆様だけのことを見ておれば、本当にこの3,000円という金額を認めないのは非常に心苦しいところではございますけれども、我々議員も全体の市の財政、いろんなどころを見ていかなきゃいけません。その中で、この予算も、私が調べたところ、後でまたやるんですけれども、来年度の予算と、5年前になりますけれども、平成28年当時の給付の差額が約7億円ぐらいあるんですね。そんな中で、いろんな今まで制度も変わってきているのは事実であります。そういったところも見ながら、また県・国、これからまたいろんなどころを改善もしていかなきゃいけないと思います。そんな中ですが、そういう意味では、状況を踏まえまして致し方ないかなと思っております。

　　しかしながら、先ほどもありました。ちょうど今タイミングが非常によくないのは、コロナ禍の中でちょっと話が出てきたということだと思います。そんな中で、もし可能であれば、そういったところもやっぱり状況を見ながら、まだなかなか先が見えないコロナ禍でございますので、もし話を聞いてもらえるのであれば、ちょっと一度見直しはしていただきたいなという要望だけいたしまして、私の意見といたします。以上です。

○委員長　　ありがとうございました。

　　続きまして、御意見を賜りたいと思います。

○宮地委員　　今利用される方のお話をお聞きしまして、本当に私も心痛むところでもあります。けれども、今こういうコロナの感染状況下の中で扶助料の見直しということで、引下げですね。これは非常に私も心痛むところであり

ますけれども、先ほど石原委員からもありましたように、市の財政等、また江南市財政、特に今年度はスクラップ&ビルドというのがありますけど、それにかこつけるわけじゃありませんけれども、やはり今の財政状況を見ると、引下げはやむを得ない状況かなと思います。

他の市、江南市を含めて3市でしたかね、だけど右に倣えというのは私もあまり好きじゃないんですけれども、今の状況を考えるとやはりやむを得ないという判断で私は思っております。

また、これからも新型コロナの感染症の対策のほうの支援に関しましても、透析患者の方々にも、交付金等をまた考えていただくということもお願いしていきたいと思っておりますので、ぜひとも、行政のほうもそういった交付金等の活用をしていただいて、実施していただきたいというのを要望して、私としての意見とさせていただきます。

○委員長　　ありがとうございました。

続きまして、御意見を伺いたいと思います。

○三輪委員　　先ほど来から申しておりますように、やはり重度の方は全くお仕事ができせんという方がほとんどですし、あと本当に家族の方が大変な思い、特に在宅の方については、家族の方も大変な思いをされていると思います。本当にこれの通知が来たら、皆さんびっくりというか、ええ、どうしてという感じになるんじゃないかというふうに思うんですけど、そういう弱い方、なかなか声が上げづらい方のところをこうやって削っていくというのは本当に残念なことだというふうに思います。

先ほど来からスクラップの話をしているんですが、本当に今回10億円もまた財政調整基金が積み上がるということなので、ちょっとどこでどういうふうになったのかよく分からないんですけど、そんなに逼迫している、逆に何かコロナ太りじゃないかとか、いろいろコロナで交付金に来て、ほかに使わなくてよくなって財政調整基金が積み上がったのかと思うんですけども、こういうときはやはり本当にこういう市民の方への身近なとか、本当に切実なところを削るのではなくて、もう少し違うところを減らすということを見ていく必要もありますし、もしどうしても減らすとしたら、例えば今2,000円、2,500円、3,000円の1,000円ずつ削って、1,000円、1,500円、

2,000円にするとか、そういうふうならまだちょっと、どうしても市が財政逼迫で困っているからというふうなら納得していただけたらと思うんですけど、本当に何かちょっと多いところをまとめて削ったらお金が出てきたみたいな感じに、本当にこの対象の方は取られるんじゃないかというふうに思います。

ぜひまだコロナの終息も見えません。何とか見直しの見直しをしていただきたい。できればここではなく、違うところを削る。福祉課の中で削るところはなくて難しいとは思いますが、市全体としたらもっと違うところで削れるのではないかと思うので、今回のこの請願、ぜひ御採択していただいて、江南市は弱い人の味方だよという姿を見せるべきではないかなというふうに思います。

○委員長 ありがとうございます。

○稲山委員 私は、先ほど第10号議案で述べたとおりです。以上です。

○委員長 分かりました。

○三輪委員 皆さん、やっぱりこの3,000円というのが今回どうしてもこのスクラップで必要だと思われるのか、3,000万円をここで削ることが今回必要なのかについて、もうちょっとお伺いしたいと思うんですけど。

○委員長 皆さんの要望は聞きましたので、後から私がまた自分の御意見を申し上げますので、ちょっと採択が終わってから言います。

それでは、御意見も尽きたようでございますので、これをもって御意見をいただくのを終結いたします。

なお、この請願の採決につきましては、議案第10号及び議案第4号の採決の後に行います。

それでは、採決を保留しておりました議案第10号、議案第4号、請願第7号の採決をそれぞれ行います。

最初に、議案第10号 江南市中心身障害者扶助料支給条例の一部改正についての採決を行います。

暫時休憩いたします。

午前11時06分 休 憩

午前11時06分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての採決を行います。

暫時休憩いたします。

午前11時07分 休 憩

午前11時07分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第4号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、請願第7号 心身障害者扶助料の支給見直しに関する請願書の採決についてでございますが、既に関連する議案が可決とされてございますので、請願第7号は不採択されたものとみなしますので、よろしく願いいたします。

それでは、今不採択になったんですけれども、委員の皆さんの意見を聞きますと、結構要望の御意見というのがよくありましたので、それをまた私委員長として取りまとめて、また行政のほうに提出させていただきますので、それをお任せください。いいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 よろしく申し上げます。

また、文書で来ましたら、皆さんにお示ししますので、よろしく申し上げます。

暫時休憩いたします。

午前11時08分 休 憩

午前11時21分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号 江南市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第11号 江南市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いをいたします。

○保険年金課長 それでは、議案書の130ページをお願いいたします。

令和3年議案第11号 江南市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。

131ページには条例（案）を、132ページには新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時21分 休 憩

午前11時21分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号 江南市国民健康保険条例の一部改正について

○委員長 続きますして、議案第12号 江南市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、議案書の133ページをお願いいたします。

令和3年議案第12号 江南市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

134ページには条例（案）を、135ページには新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時23分 休 憩

午前11時23分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第13号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○保険年金課長　それでは、議案書の136ページをお願いいたします。

令和3年議案第13号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

137ページから138ページには条例（案）を、139ページから143ページには新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時24分　休　憩

午前11時24分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号 江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第17号 財産の無償譲渡について

○委員長　続きまして、議案第14号 江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたしますが、議案第17号 財産の無償譲渡については関連がございますので、一括審査したいと思いま

す。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第14号及び議案第17号を一括して審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 それでは初めに、議案第14号につきまして御説明申し上げますので、議案書の144ページをお願いいたします。

令和3年議案第14号 江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

145ページには江南市立学習等共用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）を、はねていただきまして、146ページから147ページにかけて新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。

続きまして、議案第17号につきまして御説明を申し上げますので、議案書の175ページをお願いいたします。

令和3年議案第17号 財産の無償譲渡についてでございます。

はねていただきまして、176ページから178ページにかけて、参考として譲渡契約書（案）を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○岡本委員 議案第17号の財産の無償譲渡についてちょっと質問があるんですけれども、今回、曾本会館を無償譲渡するということですのでけれども、耐用年数が残っております。その中で無償としたその理由をお聞かせ願えますでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 委員おっしゃるとおり、耐用年数は再配置計画の中で50年と設定をしております。平成元年に建設を行いましたので、残りが20年弱、耐用年数としては残っております。30年以上、建設してから年数がたっているということで、施設も老朽化しております。また、建

設時に、地元区からも建設費に係る支出金のほうを納めていただいております。あわせまして、供用開始してから管理運営費につきましても、火災保険を除き、地元区のほうにお願いをしておりますので、無償譲渡するというところで判断をしております。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○委員長　委員外議員からの発言の申出がございました。

本件に関して、委員外議員として発言したいとの申出がありましたが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようでございますので、委員外議員としての発言を許可いたします。

○大薮議員　ありがとうございます。

議案第17号の175ページからの契約に関する内容なんですが、これはどの程度地元の曾本区の皆さんとお話をされましたでしょうか。例えば会議の回数ですとか打合せの回数などでも結構ですし、どれぐらい打ち合わせて、どのように話が進展していったのか。これは理由がありまして、実は、曾本区の皆様の中には、そんなこと初めて知ったぞという方もおいでになりました。そこは地元でのコンセンサスが得られていなかったのか、それとも当局側がそういうふうになんども打ち合せ等をされていなかったのか、その辺ちょっとお聞かせください。お願いします。

○生涯学習課長兼少年センター所長　こちらの曾本区への譲渡につきましては、再配置計画のほうで平成30年度に策定をされまして、それを基に区のほうとすぐというか平成30年度に協議を行いました。その段階である程度了承を得られまして、そこから区のほうも地縁団体の認可を受けられるということで事務のほうを進めております。また、そのときには、当初は区の集会所のほうに出向きましてお話をさせていただき、またそれから少し日にちを空けて、区のほうから市役所のほうに出向いていただきましてお話も聞いていただきました。回数といたしましてはそれほど多くありませんが、

すぐに了承いただきましたので、了解を得られたということで進めさせていただきました。また、区のほうの総会のほうでも、議案として了解を得たということで御報告は受けておりますので、今回の譲渡に向けての議案を上げさせていただいたということでございます。

○大藪議員　　ありがとうございます。

これから、こういった内容がどんどんいろいろな区でされていくわけなんですけど、その中で、やはり地元の方、実際にお住まいの方からそのような、俺は聞いておらんがやというような話が出ないような形で対応をしていっていただきたいという要望をもってこの質問を終わります。ありがとうございます。

○委員長　　要望ということで。

○中野委員　　議案第17号のほうでちょっとお聞きしたいんですけども、今これが建築されて30年ぐらい、この間に改修はされていますか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　細かい内容は少ししか把握はしておりません。すみません。以上です。

○中野委員　　現状、そう大して改修箇所はないような状態、鉄骨なんで耐用年数は四十七、八年ぐらいあると思うんですけど、あと20年弱で。現状、そう改修する場所はないような状況なんですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　基本的に今の修繕費につきましては、区のほうでお願いをしておりますので、小さい修繕については当然把握しておりません。大きいものについても、行っていないということでは把握はしております。

○中野委員　　あと議案第14号のほうで、以前、12月定例会だったかな、学習等供用施設の、あと地区で7か所か8か所ぐらいを譲渡していくという話もあったと思うんですけど、今現状その辺の進捗は図られているんですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　今年度、指定管理期間が終了するということで、全区長とお話をさせていただきまして、譲渡について調ったというのは曾本区だけでした。どうしてもやっぱり区長のほうも年に数回会うわけにもいかないということで、今後、今回の再配置計画に基づいた譲渡について、何か分かるものをちょっと作成いたしまして区長のほうにお渡しして、

今後それを引き継いでいただいて、できるだけ早く譲渡のほうができるようにということで進めていきたいと思っております。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○宮地委員　今ここに出ている議案第17号ですけれども、下の土地はどういう状況か教えていただけますか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　土地につきましては、昨年地元区のほうが地縁団体の認可を得られたということで、こちらは総務課のほうで譲渡のほうは進めております。議案のほうに上がっていないというのは、地方自治法で、譲渡につきましては条例か議会に諮らなければならないということがありますが、江南市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例のほうで規定がございますので、その条例に基づき無償譲渡をするということで事務を進めております。

○宮地委員　ということだと、土地のほうも無償譲渡という形で進めるわけですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　建設時に、その当時、地元のほうが地縁団体の認可、法人格を得ていないということで、土地のほうは市のほうに寄附をしていただいておりました。それに基づき、条例に基づき無償譲渡ということで進めております。

○委員長　いいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　それでは、質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時34分　休　憩

午前11時34分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

採決につきましては、それぞれの議案ごとで行います。

最初に、議案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号 江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第15号 江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 それでは、議案書の148ページをお願いいたします。

令和3年議案第15号 江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

149ページには条例（案）を、150ページ、151ページには新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○稲山委員 確認だけですけれど、議案質疑の中にあつたかもしれませんけれど、空調設備の整備に伴い20円をアップするということでありまして、この20円の金額の根拠はどんなふうでしたか、算定は。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 20円の算定根拠でございますが、市で基準を定めております使用料、手数料の見直しの基準に従いまして、全体の総稼働面積を出します。それを基に維持管理費と人件費の総額を先ほど

の面積で割りますと、1時間1平方メートル当たりの単価が出るわけですが、そちらを現在の武道館の空調を稼働するに当たっての電気使用料の増額分を足したものとして計算をしております。それと、旧の金額との差額が20円というふうに算出をされております。

○稲山委員 非常に分かりにくい説明でしたのであれですけど、稼働面積が何平方メートルで、維持管理費が幾らで、電気使用料の増額分が幾らになったでプラス20円になったのか教えてください。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 稼働の面積は、改正前のものが7.52円掛ける176.25平方メートルを2時間として、その受益者負担率50%に消費税を掛けたもので1,450円。それから、改正後につきましては、8.66円掛ける176.25平方メートル掛ける2時間の数値に受益者負担率50%を掛けたものから、調整率、当時スポーツセンターができたときとの差額、調整額を引いて1,470円。その差額の20円ということでございます。

○稲山委員 あまり分かりませんでしたけど、何が言いたいかということ、この20円アップで本当に使ったときの電気代が賄えていくかということです。ですので、これが赤字にならないような金額であれば別に問題ないんだけど、この20円で足らなかったよという話が決算で出てくると、ちょっと問題があるんじゃないかなという気がせんでもないもんですから、一応ここで聞かせていただいたということでもありますので、それで問題なければよろしいですけど、以上です。

○委員長 答弁はいいですか。

○稲山委員 一応、問題ないかどうか。

○教育部長 計算根拠は先ほど課長が申し上げたとおりなんですけど、大まかに言いますと、同時、武道館と体育館の使用料を算定するときの金額の維持管理費に今回の空調を入れたことによる電気料のアップをオンして再計算した結果、その上昇が20円だったということでございます。そのもともとの単価の出し方というのが、考え方としては、体育館と武道館を合わせた形で金額を出すということをやっておりますので、武道館で使う電気料がアップしたことによって、今回、実はK T Xアリーナのほうにもそれが及ばなくてはいけないんですよ。ですが、その分は、武道館に空調設備を入れるという

ことで、K T Xアリーナの金額を上げるのは、どうも利用者から理解が得られないだろうということで、計算は武道館とK T Xアリーナを含めた計算をして、上がった分については武道館のほうだけ使用料を上げるということを今回は考えておりますので、先ほど稲山委員が言われたような、これが全て賄えるかといえ、これは賄えないです。

次の使用料の算定するのが令和4年度にもう一度見直しをかけますので、その際には、それも含めた全体として、武道館とK T Xアリーナを含めて幾らになるかということで再計算をその時点ですて、改めて金額のほうは考えていきたいということでございます。

○中野委員　これは7月1日施行となっておりますけれども、今工事の進捗状況はどうですか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　先日2月24日に請負業者が決まりました、これからまだ打合せをする段階でございます、まだ着手には至っておりません。

○中野委員　そうすると、工事の完了はどのくらいになるんですか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　6月末頃を予定しております、工期としては7月15日まで取っております。

○中野委員　特に弊害というか問題なく、その辺の切替えとかができるわけですか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　利用者の方には、今年の12月にこの工事が始まるということで、場所が使えなくなるということをお知らせしております、工事の打合せの中で、使える部分があればそこを御利用いただくということにはなっておりますが、打合せが来週後半ぐらいに予定をしておりますので、それをもって皆さんにお知らせをしていきたいと思っております。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午前11時44分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前11時45分 休憩

午後1時04分 開議

○委員長 それでは、皆さん、おそろいになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第18号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第14号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第4条 地方債の補正のうち

学習等供用施設改修事業

保育園施設改修事業

学校施設改修事業（小学校）

公民館改修事業

古知野北部地区複合公共施設整備事業

市民文化会館改修事業

○委員長 続いて、議案第18号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第14号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部、教育部、こども未

来部の所管に属する歳入歳出、第4条 地方債の補正のうち、学習等供用施設改修事業、保育園施設改修事業、学校施設改修事業（小学校）、公民館改修事業、古知野北部地区複合公共施設整備事業、市民文化会館改修事業を議題といたします。

なお、審査方法でございますが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 高齢者生きがい課長　それでは、議案第18号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第14号）につきまして、高齢者生きがい課所管の該当箇所の御説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明をいたしますので、議案書の188ページ、189ページをお願いいたします。

中段の、16款2項2目1節社会福祉費補助金の介護施設等整備事業費補助金でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げますので、202ページ、203ページをお願いいたします。

最上段の3款1項1目高齢者福祉費で、補正予算額は113万2,000円でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長　ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

- 中野委員　これは、たしか一般質問であったと思うんですけども、洗浄の江南市内の施設って、確認ですけど、何か所あって、何人ぐらいの方の陽性者が出たのかをお聞きします。

- 高齢者生きがい課長　江南市内の介護施設、それから高齢者の施設において新型コロナウイルス陽性の方が出たというお尋ねかと思いますが、一般質問の中でも御答弁をさせていただきましたが、9か所の施設、事業所

で陽性者が出ております。

人数につきましては、利用者の方が11名、それから従業員の方、従業者の方が14名という数字でございます。

○中野委員 さっきの25名の方で、市内外の割合、人数はわかりますか。

○高齢者生きがい課長 市内外の人数については、現在ちょっと把握をしておりません。よろしく申し上げます。

○中野委員 分かりました。

○委員長 いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員 すみません、163ページの訪問介護利用者の負担軽減対策事業が434万1,000円というふうにあるんですけど、ああ、違うか。ごめんなさい。間違えました。どこだったかな。

〔「当初予算」と呼ぶ者あり〕

○三輪委員 当初予算のですね、ごめんなさい。

違うところですか、ごめんなさい。

○委員長 今、補正。

○三輪委員 すみません、間違えました。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続いて保険年金課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○保険年金課長 それでは、保険年金課所管の該当箇所について御説明をさせていただきます。

最初に、歳入でございます。

議案書の186ページ、187ページをお願いいたします。

中段の15款1項1目民生費国庫負担金は、国からの国民健康保険基盤安定負担金、次に188、189ページの中段やや上、16款1項1目民生費県負担金は、県からの国民健康保険基盤安定負担金でございます。

続きまして、歳出でございます。

202ページ、203ページの中段をお願いいたします。

3款1項3目社会保障費の保険推進事業でございます。

該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく
お願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございますので、続いて福祉課について審査を
いたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 それでは、福祉課所管の歳出につき
まして御説明を申し上げます。

208ページ、209ページの中段をお願いいたします。

3款3項1目生活保護費で、補正予算額は7,500万円の減額でございます。

なお、特定財源として国庫負担金が4分の3、財源措置されますので、歳
入予算から減額をしております。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございますので、続いて健康づくり課について
審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、令和2年度江南市一般会
計補正予算のうち、健康づくり課所管について説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

議案書の186ページ、187ページの下段をお願いいたします。

15款2項3目1節保健衛生費補助金の説明欄、健康づくり課所管の疾病予

防対策事業費等補助金以下、2項目でございます。

はねていただきまして、188ページ、189ページの下段をお願いいたします。

16款2項3目1節保健衛生費補助金の説明欄、健康づくり課所管の健康増進事業費補助金でございます。

はねていただきまして、190ページ、191ページの上段をお願いいたします。

21款5項2目6節健康診査等実費徴収費の説明欄、健康づくり課所管の健康診査実費徴収金でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

議案書の210ページ、211ページをお願いいたします。

最上段、4款衛生費、1項保健衛生費、1目健康づくり費で、補正予算額は1,369万2,000円の減額でございます。

内容につきましては、211ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

人件費等で287万6,000円の補正を、その下の健康管理事業で686万1,000円の減額を、その下の予防接種事業で970万7,000円の減額を、その下の新型コロナウイルスワクチン接種事業で財源更正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 はい、ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○中野委員 予防接種の風疹なんですけれども、これって何人の人数を見ていて、結局、何人だったんですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 まず、抗体検査のほうでございますけれども、予算が4,406人に対しまして、これは最終的な推計でございます。まだ最終は出ておりませんが、3,175人を想定しております。

続きまして、予防接種のほうでございますけれども、予算が935件に対しまして675件でございます。

○中野委員 今後、まだその対象の人で受けていない人に対しての何か案内とか、そういうのって今後もされるんですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 こちらは、昨年度からの3か年の事

業になりますものですから、再度、令和3年度に未接種者、未検査の方にはクーポン券のほうを送付させていただきます。

○委員長 いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続いて教育部生涯学習課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 それでは、生涯学習課所管の該当箇所について御説明を申し上げます。

初めに、歳入について説明をいたしますので、議案書の190ページ、191ページをお願いいたします。

中段やや下の、22款1項1目1節社会福祉債でございます。

はねていただきまして、192ページ、193ページをお願いいたします。

上段の、22款1項5目2節社会教育債でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

202ページ、203ページをお願いいたします。

下段の3款1項5目学習等供用施設費で、財源更正をするものでございます。

はねていただきまして、236ページ、237ページをお願いいたします。

中段の10款4項1目生涯学習費で、52万1,000円の減額補正と財源更正をするものでございます。

はねていただきまして、238ページ、239ページをお願いいたします。

中段の10款4項2目文化交流費で、157万4,000円の減額補正と財源更正をするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでございますので、続いて教育課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○教育課長 教育課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明いたしますので、議案書の190ページ、191ページをお願いいたします。

中段やや上、21款5項2目11節雑入のうち、教育課所管分、小学生平和教育研修派遣事業費負担金でございます。

次に、192ページ、193ページをお願いいたします。

上段、22款1項5目1節小学校債でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出でございます。

230ページ、231ページをお願いいたします。

中段、10款1項1目教育支援費で、補正予算額は389万7,000円の減額でございます。

はねていただきまして、232ページ、233ページをお願いいたします。

中段、10款2項1目小学校費で、補正予算額は519万6,000円の減額でございます。

はねていただきまして、234ページ、235ページをお願いいたします。

中段、10款3項1目中学校費で、補正予算額は662万8,000円の減額でございます。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 はい、ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○石原委員 議案書、小学校は235ページ、中学校は237ページですかね。民間プール活用事業というのがありますけれども、それぞれ減額になっていますが、今年度の実施状況についてお尋ねします。

○教育課長 民間プールを活用した水泳授業につきましては、今年度、当初予定では藤里小学校と門弟山小学校の5・6年生と、あと中学校では西部中学校の全学年で実施のほうを予定しておりましたが、新型コロナウイルスの影響もございまして、結果的には西部中学校の1年生のみで実施したというような状況でございます。

○石原委員 それでは、市全体として水泳授業はどうなったんでしょうか。

○教育課長 新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、4月、5月、学校のほうは臨時休業を行いました。そのため、授業時間を確保するというようなことで教育課程の見直しが必要となりまして、先ほど申し上げました西部中学校の1年生以外、小・中学校ともに水泳授業のほうは中止をしております。

なお、中学校の部活については実施したというようなところがございます。

○石原委員 今、今年度については西部中学校の1年生のみで実施したということでございますけれども、生徒や保護者の評価はどうでしたか。

○教育課長 今回の実施を受けまして、西部中学校のほうで、生徒、保護者、教員に対してアンケートを実施いたしました。その結果でございますが、生徒の95%が満足、やや満足といったことで、おおむね好評を得たというふうに思っております。

また、その中で自由記述欄というのがございまして、多かった意見をちょっと紹介させていただきますと、生徒の意見で多かったものについては、今回、業者のほうがインストラクターを2名配置したというようなことで、そのインストラクターのきめ細やかな指導に対してよかったというような意見が多かったです。あと、保護者の方からは、環境面、天候や気候に左右されず実施できるのがいいというようなことで、日焼けの心配もないというようなことでいいというような意見をいただいております。

一方、問題点といたしましては、今回、11月、12月に実施したというようなことで、特に女子生徒なんですけれども、髪の毛を乾かす時間が短くて外に出て寒かったというような意見もいただいております。以上です。

○石原委員 じゃあ、来年度の予定はどうなっていますでしょうか。

○教育課長 来年度につきましては、今年度実施できなかった藤里小学校、

門弟山小学校の5・6年生と、西部中学校の全学年で実施していきたいというふうに考えております。

○委員長　いいですか。

○中野委員　237ページの中で、学校施設長寿命化計画策定事業の中で、あれはたしか公共施設再配置計画の中で学校の長寿命化計画を策定していくというようなあれだったと思うんですけども、これは今進捗ってどういう形になるんですか。

○教育課長　こちらのほうの計画については今作成中というようなことで、今回の委員協議会のほうで契約書のほうを報告させていただこうというふうに思っております。

○中野委員　分かりました、はい。

○委員長　いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員　235ページの就学援助事業の扶助費のほうで、中学校のほうで98万円と増えております。

小学校のほうはないようなんですけども、今年はやはり例年に比べて就学援助を受けられた方が、コロナウイルスの影響もあるかと思うんですが、増えてきたということでしょうか。

○教育課長　過去の数からちょっと御説明させていただきますと、平成29年度が776人、平成30年度が852人、令和元年度が885人、そして令和2年度の見込みが902人というようなことで、毎年増加傾向にあるということで認識はしております。

○委員長　いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでございますので、続いてスポーツ推進課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　スポーツ推進課の該当箇所を御説明させていただきます。

議案書の240ページ、241ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上段の10款5項1目スポーツ推進費で、補正予算額は1,996万6,000円の減額でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでございますので、続いてこども未来部こども政策課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○こども政策課長 初めに、歳入について御説明を申し上げますので、議案書186ページ、187ページをお願いいたします。

下段、15款2項2目2節児童福祉費補助金でございます。

はねていただきまして、188ページ、189ページをお願いいたします。

上段、15款4項1目1節児童福祉費交付金。

同じページの中段でございます。16款2項2目2節児童福祉費補助金、その3つ下、16款2項8目1節教育総務費補助金でございます。

続いて、歳出について御説明申し上げます。

204ページ、205ページをお願いいたします。

最上段、3款2項1目こども政策費。

内容につきましては、205ページの説明欄をお願いいたします。

病児・病後児保育事業の病児・病後児保育施設整備事業が111万7,000円の減額、中段やや下、病児・病後児保育施設運営事業が100万7,000円の減額、下段、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業は558万円の減額をお願いするものでございます。

207ページをお願いいたします。

最上段、ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業は1,379万円の増額、下段、学童保育所整備等事業は250万8,000円の減額をお願いするものでございます。

続いて、少し飛びますが、232ページ、233ページの上段をお願いいたします。

10款1項3目放課後児童費。

内容につきましては、233ページの説明欄をお願いします。

放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）（新型コロナウイルス感染症対策）は62万3,000円の減額をお願いするものでございます。

以上で、こども政策課所管の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員 205ページの病児・病後児保育の補助金、費用は令和3年度に新しく病院のほうに併設されるので藤里のほうがなくなったということで減ったと思うんですけど、新年度予算にもこの予算はなかったんですが、例えば病院に同じような補助というか、同額程度の補助をしていくとか、そういう予定はあるんでしょうか。

○こども政策課長 今、委員がおっしゃるように、当初予算のほうに新たに病児保育の予算はまだ計上されておりませんが、これまで継続しておりました他市の病児・病後児保育施設を利用した際の補助に関する補助事業自体はあのまま残っておりますので、4月から引き続き御利用いただけます。

○三輪委員 すみません、新しく造られる病院への市として何か援助とか補助とか、そういうのは全く考えていらっしゃらないということですか。

○こども政策課長 当初予算では上がっておりませんが、令和3年度の補正予算でお願いしていく予定としておりました、新しい民間の病院に対して委託料ですとか施設整備に係る補助事業などを考えております。

○三輪委員 要望ということですがけれども、やはり今、小児科の病院というのはなかなかこのコロナウイルスの影響で大変ということを伺っておりますので、ぜひこれはもう本当に皆さんの大変強い要望ですので、秋からしっかりできるように市としても援助を、金銭面というか、財政的にも援助していただけると、同額程度出していただけるとありがたいかなと思いますので、

よろしく申し上げます。

○委員長 要望でいいですか。

○三輪委員 はい。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○岡本委員 207ページのひとり親世帯特別給付金について、この概要と支給状況を教えていただければありがたいです。

○こども政策課長 このひとり親世帯特別給付金についての説明をちょっとさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症によりまして経済的な影響を受けているひとり親世帯に対する臨時の給付金でございました。児童扶養手当を受給している世帯などに、これまで2回支給をしております。

1回目は1世帯5万円と、第2子以降3万円支給しまして、さらにコロナウイルスの影響で家計が急変した世帯には追加で5万円を支給しております。

1回目は6月定例会において補正予算でお願いしまして、8月から支給をしたところでございます。2回目は、年末年始に向けまして、ひとり親世帯の生活状況が依然厳しいということで、再度、同じ対象者に対しまして支給をすることになったものです。この再支給は緊急の必要がありましたので、6月補正予算の執行残と不足額を予算流用させていただくことを12月の全員協議会でお願したところでございます。そうしたことで対応させていただいたところであります。今後、議決をいただいた後に流用戻しをしてまいりたいと思います。

2月末までの支給状況でございますけれども、733世帯に対しまして、1回目は6,457万円、2回目は4,787万円を支給しております。これで1回目と2回目で支給額が違っておりますのは、1回目のときには先ほどもちょっと説明しましたが、コロナウイルスの影響で家計が急変した世帯へ追加で5万円を支給したということがありましたけれども、2回目のときにはこの追加で5万円というものがなくなったので2回目の支給額が減ったものであります。以上でございます。

○委員長 いいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

いいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続いて保育課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保育課指導保育士 それでは、保育課所管について御説明させていただきます。

歳入につきましては、議案書の190ページ、191ページ下段の、22款1項1目2節児童福祉債でございます。

歳出につきましては、議案書の208ページ、209ページの上段に、3款2項2目保育費、保育園施設改修事業を掲げております。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

補足して説明することはございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員 すみません、確認。

保育園の施設改修というのは、古知野北保育園の空調施設の改修でしたでしょうか。

○保育課主幹 今回お願いしておりますのは、宮田南保育園の屋上防水及び外壁改修工事、もう一つが布袋北保育園の屋上防水工事に係るものです。

○委員長 いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時35分 休 憩

午後 1 時 35 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 18 号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 19 号 令和 2 年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

○委員長 続きまして、議案第 19 号 令和 2 年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、保険年金課所管の補正予算について御説明をさせていただきますので、議案書の 245 ページをお願いいたします。

議案第 19 号 令和 2 年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）についてでございます。

246 ページから 249 ページにかけまして、第 1 表 歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

続きまして、250 ページ、251 ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

1 款 1 項 1 目は一般被保険者国民健康保険税、その下の 5 款 1 項 1 目は一般会計繰入金でございます。

次に、252 ページ、253 ページをお願いいたします。

今回の補正の歳出でございます。

3 款 1 項 1 目と 3 款 2 項 1 目、それから 254 ページ、255 ページになりますが、上段の 3 款 3 項 1 目は国民健康保険事業費納付金支払事業で、保険基盤安定繰入金など特定財源の歳入額の補正に伴う財源更正でございます。

下段の 7 款 1 項 1 目は償還金及び還付加算金で、精算に伴う返納金でござ

います。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 38 分 休 憩

午後 1 時 38 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号 令和2年度江南市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長 続いて、議案第20号 令和2年度江南市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、議案第20号につきまして御説明をいたします。

議案書の257ページをお願いいたします。

令和3年議案第20号 令和2年度江南市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

258ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正を掲げてございます。

続きまして、259ページには第2表 繰越明許費を掲げてございます。

次に、260ページから261ページには、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

262ページ、263ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入予算でございます。

最上段の1款1項1目第1号被保険者保険料は228万5,000円の減額でございます。

中段の2款2項1目調整交付金は106万8,000円、その下の5目事務費補助金はマイナスの54万3,000円、その下の6目災害等臨時特例補助金は160万1,000円でございます。

下段の6款1項5目その他一般会計繰入金は54万3,000円でございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

264ページ、265ページをお願いいたします。

上段の1款1項1目総務管理費は、308万円の繰越明許をお願いするものでございます。

下段の6款1項1目償還金及び還付加算金の補正予算額は38万4,000円でございます。

説明は以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時40分 休 憩

午後1時40分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第20号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号 令和3年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第3条 地方債のうち

保育園施設改修事業

災害援護資金貸付事業

学校施設改修事業（小学校）

学校施設改修事業（中学校）

古知野北部地区複合公共施設整備事業

市民文化会館改修事業

○委員長 続きまして、議案第23号 令和3年度江南市一般会計予算、第1条 歳入歳出予算のうち、健康福祉部、教育部、こども未来部の所管に属する歳入歳出、第3条 地方債のうち、保育園施設改修事業、災害援護資金貸付事業、学校施設改修事業（小学校）、学校施設改修事業（中学校）、古知野北部地区複合公共施設整備事業、市民文化会館改修事業を議題といたします。

なお、審査方法でございますが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、高齢者生きがい課所管の当初予算につい

て御説明をいたします。

一般会計予算書の24ページ、25ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

中段の13款1項1目1節社会福祉費負担金で、老人ホーム措置費負担金でございます。

次に、26ページ、27ページをお願いいたします。

中段の14款1項2目1節社会福祉使用料のうち、高齢者生きがい課所管の老人福祉センター目的外使用料（電柱）から高齢者生きがい活動センター目的外使用料（電柱）までの3件でございます。

次に、34ページ、35ページをお願いいたします。

上段の14款2項2目1節社会福祉手数料の、事業者指定手数料及び事業者指定更新手数料でございます。

次に、36ページ、37ページをお願いいたします。

上段の15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、高齢者生きがい課所管の低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に、44ページ、45ページをお願いいたします。

中段の16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、高齢者生きがい課所管の低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に、46ページ、47ページをお願いいたします。

中段の16款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、高齢者生きがい課所管の社会福祉法人利用者負担軽減対策事業費補助金、介護施設等整備事業補助金、老人クラブ助成費補助金の3件でございます。

少し進んでいただきまして、63ページをお願いいたします。

中段の21款5項2目11節雑入のうち、高齢者生きがい課所管の緊急通報システム実費徴収金でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

大きく進んでいただきまして、160ページ、161ページをお願いいたします。

中段の3款1項1目高齢者福祉費でございます。161ページ、説明欄の人件費等から169ページ中段の特別敬老事業までの22事業でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員 すみません、さっき間違えて質問したところなんですけど、163ページの訪問介護利用者負担軽減対策事業のところ、7月末までが5%で8月以降は2%というふうになっております。

スクラップのときには、8月以降、全部廃止というような話だったんじゃないかと思うんですけど、3%減というふうに見直ししたのか、その辺どういう状況なのかをお話してください。

○高齢者生きがい課長 訪問介護利用者負担軽減対策事業でございますが、委員おっしゃられるとおり、最初にスクラップ&ビルドの中で御説明を申し上げましたのは、7月をもって事業の廃止といったものを予定しておりました。

その後、計画策定などにも御意見を伺います高齢者福祉審議会のところでお諮りをしましたところ、急激になくなってしまうというところで、何とか経過措置的なものを残せないかといったところで御意見をいただきましたので、再検討した結果、8月以降は2%、自己負担の2割の助成ということで、これを経過措置として令和5年7月まで続けていこうというような形に修正をさせていただいたものでございます。

○委員長 いいですか。

○三輪委員 少し残していただいてありがたいなと思うんですけど、この減額になる影響を受ける件数がどのぐらいで、大体1件幾らぐらいの値上げになるのか、分かれば教えてください。

○高齢者生きがい課長 訪問介護利用者負担軽減対象者でございます。

影響を受ける対象者数といたしましては、おおむね160人前後の方……、ごめんなさい。今現在、この訪問介護利用をしておられる方が200人前後お見えになるんですけども、そのうちの五、六十人程度の方が今回の改正によって事業の対象から外れるというふうな試算をしております。

○委員長 いいですか。

○高齢者生きがい課長　　すみません、正確な数字を申し上げます。

実績見直しに当たりまして、7月までの平均利用者数は200人前後と言いましたが、198人というふうに想定をさせていただきました。

これに対しまして、この条件で8月以降の認定要件を見直した以降の方の分が平均利用者数を120人というふうに見込んでおりまして、78人の方が影響が出るだろう、廃止になっていくだろうというふうに考えております。

○委員長　　いいですか。

○三輪委員　　それで、この5%から2%になると大体幾らぐらい払う金額が変わってくるのでしょうか。

○高齢者生きがい課長　　こちらは、御本人が訪問介護のサービスを利用されたときの1割負担の50%、半分が2割になるということでございますので、対象になる方でも3割分の負担が増えるということになります。

○委員長　　いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○中野委員　　167ページの高齢者教室事業なんですけれども、昨年度というか今年度、コロナウイルスの影響でかなりイベントができなかったと思うんですけれども、令和3年度もどういう方向性になっていくのか、ちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○高齢者生きがい課長　　高齢者教室、今年度は全くコロナウイルスの影響でできないというような状況となりましたけれども、令和3年度につきましては、現在、募集のほうもかけさせていただいておるんですが、古知野地区、布袋北地区、布袋南地区、草井地区、宮田地区と5つの地区で5つの教室を年間10回やっていきたいというふうに考えております。

○中野委員　　これは、例年だと1会場どれぐらいの参加者があったんですか。

○高齢者生きがい課長　　令和元年度の実績で申し上げますと、年間出席の総数でございますが、5地区で11講座を開いた総出席者数でございますけれども、8,446人ございました。

○委員長　　いいですか。

○中野委員　　169ページの福祉センター維持運営事業の備品購入費でAEDを購入されていると思うんですけれども、これはいろんな予算で出てきて、

課によっては何かリースだったり購入だったりあるんですけども、この辺の考え方ってどういうあれなんですか。

○高齢者生きがい課長　こちらのAEDのほうは、もともとその福祉センターにAEDがあったんですけども、公共施設で一斉にAEDを入れたときに、その福祉センターのAEDも老朽化をしておるといところで市のほうで購入をさせていただいて入替えを行ったものでございますけれども、今回、耐用年数が来たといところで更新のほうをさせていただくといことでございます。

○中野委員　　今後は、高齢者生きがい課としてはずうっと購入で、これは課をまたぐのでどういうあれなのかちょっとあれなんだけど、課によってはリースとかあるところもあるんで、購入だったりリースだったり、何か課によって対応がまちまちだなと思って。

○委員長　　基本的には購入だけなのかな。

○高齢者生きがい課長　この時期に、これの耐用年数の前のときに一斉に行ったAEDの公共施設の配置は全て購入をしておるかというふうに思いますので、耐用年数ごとにこうした負担が出てくるわけですけども、これは市の公共施設全体でリースという方法もあるんじゃないかといところで検討はしていかなければならないのかなというふうに考えております。

○中野委員　　やっぱり、費用面も考えると圧倒的に購入したほうが安いといことのでいいでしょうか。

○高齢者生きがい課長　全体の費用を考えますと、リースよりは購入のほう安価であると。それから、一斉に数を購入しますので、そういったところでスケールメリットも出ているんじゃないかなというふうに考えております。

○委員長　　いいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　1つ聞いていいですか。

167ページの老人クラブの補助金の関係なんですけれども、補助金の算出根拠が、私が前に厚生文教委員会におったときと比べて、若干算出根拠が違ったようにお聞きしているんですけども、ちょっと細かいことが分からないもんですから、前は1団体幾らで、老人クラブの会員1人に幾らという算

出根拠だったと思うんですけども、今はどういう根拠になっているかちょっと教えてください。

- 高齢者生きがい課長　この老人クラブ補助金でございますが、委員がおっしゃられたように、平成30年度のときに補助金の配付の仕方を変えております。それまでは2万4,000円、定額の部分が……。

すみません、現在は1クラブ当たり定額で月2,000円でございます。それにプラス、会員数によって30人未満のクラブは会員数当たり500円とか、30人から50人未満のところは会員数当たり700円とか、そうした差をつけるような形で、会員数の多いクラブほど有利になるような見直しをかけています。

それまでですけども、その定額の部分ですね、月2,000円と申しあげました定額の部分がもっと高かった。それから、会員数当たりの費用というのがもっと低かったというところで、小さいクラブがたくさんできてしまって費用が上がったというようなどころから問題だというところで見直しをさせていただいたというところがございます。

- 委員長　分かりました。

クラブ数というのは減ったわけですか。前と比べると減っているわけですよ、クラブ数としては。

- 高齢者生きがい課長　クラブ数自体は、やはり減ってきております。

- 委員長　はい、分かりました。

ほかに質疑はございませんか。

- 宮地委員　165ページの緊急通報装置のことで、ちょっとお伺いしたいと思います。

これは対象というのか、人数というのはある程度把握してみえると思うんですけども、基数ですか、この台数。どのぐらいの予定をしてみえるのか。

それと、あと対象者で「ひとり暮らし高齢者等」と書いてあるんですけども、「等」というのは何かほかにどういう人が、ひとり暮らし以外にどういった人が対象になるのかお聞きしたいです。

- 高齢者生きがい課長　まず、台数でございますけれども、2月の末時点で登録をしていただいているのが673台ございます。

ただ、このうち利用中であるものが622台で、利用中でないもの、休止を

しているというのは、長期入院であるとか、そういった理由によるものでございます。

予算のほうは、現在763台の部分を予定しておるものでございます。

それから、対象者の要件でございますけれども、「ひとり暮らし高齢者等」と書いてあります。「等」の中には、御夫婦で両方とも高齢者であるという高齢者のみの世帯であるとか、それから高齢者の方と重度障害者の方の世帯であるとか、そうした世帯が入るものでございます。

○宮地委員 予定数が763ということですが、もしこれをオーバーした場合はどう。まずないと思うんですが、申込みというか、対象者がオーバーした場合はどういうふうに対処されるんですか。

○高齢者生きがい課長 当然、その費用が足りませんので、年度途中において補正予算をお願いするとか、そういった形で考えていくことになるかと思っています。

○宮地委員 分かりました。

○委員長 ほかにございませんか。

○稲山委員 関連してですけど、歳入の緊急通報システムの実費徴収金42万5,000円、これの対象者は何人ぐらいを見込んでおるんですか。

○高齢者生きがい課長 この実費徴収金を頂く方は、市民税課税世帯の方になります。

この予算の中では、763人中47人を見込んでおるところでございます。

○稲山委員 これは人数的には増えてきていますか。

○高齢者生きがい課長 課税でこの実費徴収金を頂く方の人数ですが、こちらのほうは年度を追うごとに徐々に増えてきているというところでございます。令和2年12月末では41人の方から頂いているということでございます。以上です。

○委員長 いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○中野委員 高齢者の見守りで、県営松竹住宅だっけ、30室ぐらいの分散型何とかって、どの予算になるのかちょっと分かんないんですけど、今、現状、どういう状況になっていますか。

○高齢者生きがい課長 県営松竹住宅11棟に32室を確保しておりますシルバーハウジングという事業がございます。

これは、住宅の提供自体は県営住宅ですので県の事業でございますけれども、そちらに相談員のほうを会計年度任用職員として平日の時間中に配置をする事業といたしましては市の予算でやっておるということでございますけれども、こちらの予算のほうは、介護保険特別会計のほうで地域支援事業として計上をさせていただいております。

○中野委員 関連でいいのかな、このまま質問して、特別会計。

○委員長 ちょっと待っておって。そっちのほうでして。

ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員 165ページの高齢者タクシー基本料金助成事業のところなんですけれども、いろいろお聞きすると、何枚か頂くんですけど使い切らずに残してしまうというか、基本料金だけなのでちょっと心配で乗れないというような話もあって、2枚、3枚一緒に使って、お釣りなしでもいいんですけど、そういう運用ができないかという声をお聞きしているんですけれども、配付されたけれど使われていなかった分とかがもし分かれば教えていただいて、そういう使い方の見直しというのはできないかお尋ねします。

○高齢者生きがい課長 委員おっしゃるとおり、高齢者のタクシーチケットにつきましては、お一人の方に48枚つづりのチケットをお渡ししておりますが、全ての方がこの48回御利用されるわけではなくて、利用率は大体3割ぐらいというところになっております。使い方というところなんですけれども、現在のところはとにかく基本料金ですね、市内での外出をできるだけサポートするという意味での基本料金の補助といったところで今後も行っていきたいと考えております。

○委員長 いいですか。

○三輪委員 やっぱり3割程度の御利用となると問題かなというふうに思いますので、やはり今提案したようなことを、例えば2枚、3枚、病院とかに行かれることが多いと思うんですけれども、市内でもやっぱり結構距離があると基本料金だけでは行けないという場合が多くて、お金が幾ら要るか分からないから心配とかいうのもあったりするので、その分、2枚、3枚とか、

そういうのもちょっと何とかできれば考えて、あまりに3割という事業は考え直す必要があるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長 要望でいいですか。

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 あと1点だけちょっと聞きたいんで、いいですか。

163ページの第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の周知ということで、市民に事業計画を配布とあって折込手数料が25万円計上しているんですけども、これってどういう形で周知をされていくんでしょうか。

○高齢者生きがい課長 介護保険等事業計画策定事業の25万円、折込手数料として計上をさせていただいております。

こちらは、広報「こうなん」の5月号に市のほうで作りましたA4、8ページの計画の概要版を折り込んで全戸配布をしていくという予定でございます。

○委員長 はい、分かりました。

ほかに質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続いて福祉課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 お願いします。

それでは、福祉課の所管につきまして該当箇所を説明させていただきます。一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

まず初めに、歳入でございます。

26ページ、27ページ中段をお願いいたします。

14款1項2目1節社会福祉使用料のうち、福祉課所管のわかくさ園目的外使用料（駐車場）から在宅障害者デイサービス施設目的外使用料（駐車場）までの3項目でございます。

少し進んでいただき、36ページ、37ページ上段をお願いいたします。

15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、福祉課所管の特別障害者手当

等給付費負担金から障害者自立支援医療給付費負担金までの4項目でございます。

次に、同ページ下段の3節生活保護費負担金の生活保護医療扶助費負担金から、39ページの最上段、生活困窮者自立相談支援事業費負担金までの9項目でございます。

次に、38ページ、39ページの中段をお願いいたします。

15款2項2目1節社会福祉費補助金の地域生活支援事業費補助金でございます。

1つ飛んで、下の3節生活保護費補助金でございます。

少し進んでいただき、次に42ページ、43ページ上段をお願いいたします。

15款3項2目1節社会福祉費委託金のうち、福祉課所管の特別児童扶養手当支給事務費委託金でございます。その下の、2節生活保護費委託金の支援相談員配置経費委託金でございます。

次に、44ページ、45ページ中段をお願いいたします。

16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、福祉課所管の障害者自立支援給付費負担金から民生委員活動費等負担金までの4項目でございます。

1つ飛んで、3節生活保護費負担金の生活保護費負担金及び47ページ最上段の行旅死亡(病)人取扱費負担金でございます。その下の、4節災害救助費負担金の災害弔慰金負担金及び災害障害見舞金負担金でございます。

次に同ページ中段をお願いいたします。

16款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、福祉課所管の特別障害者手当等支給費補助金から軽度・中等度難聴児補聴器給付費補助金までの7項目でございます。

次に、48ページ、49ページをお願いいたします。

49ページ下段の、3節災害救助費補助金の被災者生活再建支援事業費補助金でございます。

少し飛んでいただき、52ページ、53ページ中段をお願いいたします。

16款3項2目2節生活保護費委託金のホームレス実態調査交付金でございます。

少し進んでいただき、62ページ、63ページ中段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、福祉課所管の障害児通所給付事業利用料と、障害児通所給付費でございます。

次に、66ページ、67ページ中段をお願いいたします。

22款1項2目2節災害救助債の災害援護資金貸付事業債でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。168ページ、169ページ下段をお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費の人件費等から、181ページの最下段、児童発達支援センター業務委託事業まででございます。

次に、190ページ、191ページ中段をお願いいたします。

3款1項4目福祉活動費の社会福祉関係団体育成事業から、192ページ、193ページ中段の民生委員推薦会事業まででございます。

次に、224ページ、225ページ下段をお願いいたします。

3款3項1目生活保護費の生活保護事業から、229ページ中段の行旅死亡(病)人取扱事業まででございます。

その下、3款4項1目被災者支援費の災害援護事業から、230、231ページ上段の災害援護資金貸付事業まででございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○石原委員 予算書の171ページの一番上段の地域福祉活動推進事業というのがございますけれども、去年が41万9,000円の予算になっております。今回は7万2,000円となっておりますけれども、その理由について教えてください。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 地域福祉活動推進事業におきましては、主に懇談会、シンポジウム等を実施しております。

その中で、地域福祉の推進シンポジウムにつきましては、市と江南市社会福祉協議会が合同で作成いたしました江南市地域福祉計画、地域福祉活動計

画の推進を目的として実施をしておりますので、その費用負担につきましては覚書におきまして市と社会福祉協議会が隔年で負担をするという取決めをしておりますので、令和3年度におきましては、この地域福祉推進シンポジウムの実施における予算につきましては社会福祉協議会のほうで負担をするということで、市の負担は減額となっております。

○石原委員 スクラップじゃないということですね、今回はね。

もう一つお願いします。基幹相談事業の福祉ガイドブックというのがあると思いますけれども、これも去年は6万円です。今回は2万7,000円ですね、もう一つついでに、下の委託料も、障害福祉相談支援事業委託料も昨年より増えていますけれども、この2つの理由について教えてください。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 福祉ガイドブックにおきましては、県のほうで作成しております障害者の福祉ガイドブックを市が購入いたしまして、障害者の方にお配りをしておるというものでございます。

この購入の冊数につきまして精査をいたしまして、減額をしたという状況でございます。

それから、基幹相談支援の社会福祉協議会に対する委託料でございますが、今回、委託料が増額になっております主な理由は、人件費の増額になります。

今年度、社会福祉協議会には基幹相談支援センターを一部委託しておりますが、来年度から全面委託をすることによりまして社会福祉協議会の人員を補充するという必要が出てまいりまして、現在、この基幹相談支援センターに携わっていただいております社会福祉協議会の職員の方が3人お見えになり、3人のうちの1人はパート職でございます。それが、来年度におきましては人数を増やしまして全部で4人で、全て常勤の職員でお願いをするということで増額になっております。

○石原委員 はい、結構です。ありがとうございます。

○委員長 いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員 175ページのさっきの心身障害者扶助料ですが、ちょっとしつこくて申し訳ないんですけど、来年度予算に出ているのも3,000円、2,500円、2,000円ということが出ているので、3,000円の方でも減らされていない方も

あると思うんですけども、結局、その3,000円の方、2,500円の方、2,000円の方が何人ずついらっしゃるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 来年度予算積算の折の扶助費の人数につきましては、実績に基づいて試算をしております。結果、3,000円につきましては2,763人、2,500円につきましては698人、2,000円につきましては674人の合計4,135人で積算をし、全体の扶助費の算定となっております。

○三輪委員 確認ですが、これは併給の方を除いた数ということですね。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 はい、そのとおりでございます。

○委員長 いいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 ちょっと私から1点、いいですか。

193ページの、一昨日の新聞報道のこともあるんですけども、民生委員の関係です。

何か一宮市では、民生委員の連合会に、協議会ですか、渡している金額の使途が不明だったということで非常に問題になっている報道があったんですけども、江南市の場合ですと、それが多分この負担金に当たるんですかね、444万3,000円に当たってくると思うんですけど、謝礼のほかに。この協議会というのは幾つあって、金額はどういった形で配分されて、その使途はどういった形で使われているかちょっとお聞きしたいんですけど。

○福祉課主幹 まず、江南市の中に各地区の協議会でございますが8地区ございます。

※
それで、活動負担金でございますが、県のほうから1人当たり3,600円ぐらいの1人当たりの単価と、あと1団体当たり3万8,500円の金額がそれぞれ計算されます。

それで、各地区には、一旦、市のほうにトータルの金額が振り込まれて、市の事務局のほうから各地区のほうにそれぞれ人数割で分割させていただいて振り込ませていただくというような形になっております。

○委員長 使途は、使い道というのか、それを把握されていないということで報道があったんですが。

○福祉課主幹 使い道は、基本的には会のほうの運営費としてお渡しするよ

※ 後刻訂正発言あり

うな形になりますので、例えば会議のときに部屋の借用をするときの費用に使っていただいたりとか、あとは移動をするときの例えば交通費に使っていただいたりとか、何項目かこの使える項目がありますので、それは各地区にお渡ししてありますので、それに基づいて使っていただくということで御説明はさせていただきます。

○委員長 報告は受けていますか。

○福祉課主幹 毎年、各地区から収支のほうはいただいておりますので、報告は受けております。

○委員長 分かりました。

ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員 175ページの一番下のところに障害者共同生活援助施設運営費407万9,000円というのがあるんですけども、この共同生活援助施設というのは市にどのくらいあって、そういうところに均等にあれなのか、どこか1か所についての運営費なのか、ちょっとそれをお聞きしたいと思うんですけど。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 共同生活援助の事業所におきまして、江南市内では7か所、現在ございます。

この運営費に関しましては、市内の事業所限定ではございません。江南市内の方でも市外の共同生活援助施設に入所されておみえになる方が見えまして、それぞれの施設が障害支援区分という障害者の程度区分がございますが、この区分に応じ、土曜・休日に提供の実績がある事業所に対して支払われるというものでございます。

○委員長 いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○中野委員 171ページの地域福祉活動推進事業なんですけれども、これは地域福祉活動の基盤づくりのための地域課題等の把握という形なんですけれども、具体的にどういう活動になるんですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 地域課題等の把握につきましては、主に地区で懇談会という、市民の方にも御参加いただいたり、あと支援者も一緒になってその地区の現状と課題について話をするという場がございます。

て、そういった場においてその地区の課題を把握しておりますが、実際には、令和2年度におきましては新型コロナウイルス感染症の関係で開催は断念したということでございます。

あと、この地域福祉活動推進事業の中で実施しますのは、先ほど説明いたしました福祉推進シンポジウムに係る予算につきましても上げさせていただいておりますが、このシンポジウムに関しましても今年度は実施を見合わせたという状況でございます。

○中野委員　これは委員謝礼で5万円、予算がついているんですけども、どういう方で何人ぐらい対象で、その懇談会をやっていく委員になるんですよね、多分。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　この報償費の委員でございますが、地域福祉計画に携わります地域福祉計画推進委員会という委員会を設置しております、そちらに学識経験者の方、ボランティアの方、医師、民生委員の代表の方等、全部で12名の方が委員になっておられます。

その中で謝礼が発生する方は10名、5,000円掛ける10名で5万円という予算をつけております。

○委員長　いいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　あと1つだけ、ちょっとごめんなさい。

227ページの生活保護事業の中で、扶助費の中で生活等扶助費というのは生活保護のお金だと思うんですけど、医療扶助費が非常に高いんですけども、これはどういうふうに算出されているのでしょうか。何か、生活等扶助費より高くなっているんですけど。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　生活保護の扶助費の中で、医療費というのは生活に必要な最低限の費用という考え方とは別に、医療にかかった分について医療扶助費として支給、費用の負担をしておるというものでございますので、病院にかかれたときの医療費になります。

主には、入院される場合が6割程度この負担がかかってきておるという状況で、予算の積算につきましても実績を見ながら令和2年度の実績で今後の推移を試算して算定をしておるという状況でございます。

○委員長　　あと、こういう方はジェネリック医薬品をなかなか使いたがらないということをちょっとお聞きしておるんですけれども、そうすると当然高額になってしまいますので、その辺の指導等はされているんですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　現在、生活保護を受給しておられる方で、後発医薬品、ジェネリック医薬品を使用してみえる方の割合を見ますと、令和元年6月の審査分で少し古いものにはなりますが、85.1%の方がジェネリック医薬品を利用しておみえになりますので、ジェネリック医薬品の利用の割合は高くなっております。

○委員長　　はい、分かりました。

ほかに質疑はございませんか。

○稲山委員　　179ページの最上段の心身障害者小規模授産施設の関係なんですけど、ちょっと指定管理料は別にあれなんですけど、この指定管理の内容を調べていないとあれなんですけど、その下の備品購入費の肘かけ椅子の15万4,000円、これは何に使うのかということと、指定管理の中にこういった備品の購入という取決めはどうなっておるんだと。

修繕料とかそういったものの取決めというのは何万円以上は江南市が負担するとか、何万円以下はそちらの指定管理でやってもらうとかいった取決めがあったと思うんですけど、30万円だったかな、こういった備品関係については一体どういうふうになっておったのか、ちょっと確認のためにお聞きしたいんですけど。

その肘かけの内容と。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　　今回、備品購入費として上げさせていただいています肘かけ椅子につきましては、小規模授産施設におきましては身体障害、体の障害をお持ちの方もお見えですので、安定した安心して作業ができる肘かけ椅子ということで、これは予算計上の折に通常の予算とは別に備品購入という形で上げさせていただき、財政のほうで優先順位でお認めいただいて購入費用が認められておるというものでございます。

この備品購入費に関しましては、指定管理料とは別の予算立てでございます。

○稲山委員　　別はいいんですけど、その指定管理の契約の中にそれはきちっと

入っておるの。全て備品は江南市で持つとか、何でもかんでも江南市で買う必要があるのかと。

なっておれば別にええんだけど、備品なんていうものは、本来は指定管理のほうで買ってもらうのが普通じゃないのかな、これは。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 現在のところは、この備品に関する購入費につきましては高額になるということと、それからある程度の長期間において使用していただくものになるということでございますので、市のほうで予算をつけて購入をしていただくということになっております。

○稲山委員 修繕料にしても30万とかそういった金額がきちっと決められておりますので、幾ら備品で長く使うとかという話もあるんだけど、ちょっとしっかりとその辺はめり張りというか、金額なら金額でも何でもいいんだけど、こういったものについては市で買うとか、そういったものにしっかりと、次の指定管理とかそういったときでもええもんだから、ちょっとその辺は検討していただきたいと思います。

○健康福祉部長 今、委員のほうから御指摘いただいた部分につきましては、指定管理者とも協議をし、また市のほうにつきましてもきちっとした基準というか、考え方ができればいいと思っておりますので、検討というよりもきちっと協議してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○稲山委員 よろしくお願いたします。

○中野委員 171ページの中段にある障害福祉相談支援事業の委託料で2,700万円ちょっとついてると思うんですけども、これの内容をちょっとお聞きできますか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 基幹相談事業の中の委託料でございますが、こちらにつきましては、先ほど石原委員の質問にもございました基幹相談支援センター、社会福祉協議会に対する委託料でございます。

○中野委員 ごめんなさい、すみません。

これ、前に何か1,200万円ぐらいの就労継続支援F e e 1のあれとはまた違うの。

○健康福祉部長 基幹相談ということで、障害者の方の相談を市と社会福祉協議会で相談していました。

今度、令和3年度から、先ほど課長が説明したとおり全部委託ということで社会福祉協議会のほうでやっていただくと。困難事例につきましては市のほうでやるということで、社会福祉協議会の人件費の部分で増えたということで、逆に市のほうも職員のほうがその分減員という形になってまいりますのでございますので、今お話があったものとは違います。

○委員長　いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員　179ページから181ページにかけてのわかくさ園のことでちょっとお聞きします。

以前、公共施設再配置計画のときに、民営化、または廃止の方針ということが出ていましたけれども、今、それについて何か今後どうしていくかということがあったら教えてください。

もう一つ、181ページの施設修繕費が12万3,000円ということで、これは昨年度と同額なんですけど、先日、ちょっとわかくさ園のほうも訪問したりしたんですけど、空調などが大変心配ということなんですけど、そういうところでこの修繕費、この金額でちょっと大丈夫かなというふうに思うんですけども、今、施設がかなり老朽化しているんですけど、修繕の必要というような声は出ていないんでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　今お話にありますように、わかくさ園の空調につきましてはかなり老朽化しておりまして、少し心配しながら使っておるという状況がございますが、暖房に関しまして、今年度は稼働はできております。

あとは、冷房を使う時期にまた正常に稼働するかどうかというところがございますが、まだ今のところは使用できる状態ということですので、使用できなくなった折にまた必要に応じてレンタルのものであるのか、必要な予算をお願いしまして対応していくということになっております。

あと、わかくさ園の施設自体でございますが、公共施設再配置計画におきましては、民間の委託や譲渡等につきまして検討するということになっております。施設の維持管理というところから考えますと、そういった今検討の状況になっておりますが、保育園の統廃合の話もございますので、保育園の

状況も見ながら、わかくさ園につきましては施設としては江南市内で唯一のお母さんと子供さんが通う児童発達支援の施設でございますので、今の江南市においての発達支援のシステムの中では大変重要な役割を果たしていただいておりますという認識もでございますので、その辺りで再配置としての建物の検討と、それから児童発達支援を担う重要な施設であるというところの両方を考えながら、今後についてはまだ結果的にはっきりとした方針は出ておりませんが、施設も古いこともございますので、具体的にまた検討を進めていけないといけない時期に入っておりますという認識をしております。

- 健康福祉部長　わかくさ園再配置の関係なんですけど、昨年度、一般質問の関係から、わかくさ園の保護者の方とかOBの方とか等と、二、三の面談というか、話し合いをさせてもらっています。そのところで、本当に母子通園の障害の児童の方にとっては大切な施設だと考えておるといふことと、再配置というのはどうしても進めないといけないというところでお話をさせてもらっています。

それ以降、進展というのは特段ありませんが、今、考え方としては課長が説明させてもらったとおりでございます。

- 委員長　いいですか。
- 三輪委員　本当にこれは大事な施設で、私もいろいろお話を聞いたんですけども、何とか残してほしいということと、あと先ほどの空調の件ですけども、保育園の空調が使えなくなった悪夢がちょっとよみがえるんですけど、本当に障害を持った方というのはそういう空調が命取りになることもあるので、不調がある場合は、もう本当に、一、二年であの施設を壊すとか譲渡するとかそれが決まっていればあれですけど、まだしばらく使うということなら何とかあの空調は早めに直していただいて、壊れてから何とかということでは本当にいけないと思いますので、何とか考えていただけますようよろしくお願いします。

- 委員長　要望でいいですか。

要望ということで。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますが、ここで暫時休憩をいたします。

午後 2 時38分 休 憩

午後 2 時54分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に続きまして会議を開きます。

続きまして、健康づくり課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、令和 3 年度江南市一般会計予算のうち、健康づくり課の所管を申し上げます。

初めに歳入でございます。

予算書の34ページ、35ページ上段をお願いいたします。

14款 2 項 3 目 1 節保健衛生手数料の説明欄、健康づくり課所管の休日急病診療所診療収入以下 3 項目でございます。

次に、38ページ、39ページ上段をお願いいたします。

15款 1 項 2 目 1 節保健衛生費負担金の説明欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

引き続きまして、このページの最下段をお願いいたします。

15款 2 項 3 目 1 節保健衛生費補助金の説明欄、健康づくり課所管の疾病予防対策事業費等補助金から、はねていただきまして41ページ上段、医療施設運営費等補助金までの 5 項目でございます。

次に、42ページ、43ページ下段をお願いいたします。

15款 4 項 2 目 1 節保健衛生費交付金の説明欄、健康づくり課所管の子ども・子育て支援交付金でございます。

次に、46ページ、47ページをお願いいたします。

上段の16款 1 項 2 目 1 節保健衛生費負担金の説明欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

次に、48ページ、49ページをお願いいたします。

下段の16款 2 項 3 目 1 節保健衛生費補助金の説明欄、健康づくり課所管の健康増進事業費補助金から、はねていただきまして51ページ上段、骨髄提供者等支援事業費補助金までの 5 項目でございます。

次に、少し飛びまして60ページ、61ページをお願いいたします。

下段の21款5項2目6節健康診査等実費徴収費の説明欄、健康づくり課所管の健康診査実費徴収金でございます。

次に、はねていただきまして63ページをお願いいたします。

中段の11節雑入の説明欄、健康づくり課所管の公衆衛生実習指導業務委託費以下5項目でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出を申し上げます。

230ページ、231ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目健康づくり費でございます。

そのうち231ページは、人件費などでございます。

はねていただきまして、233ページの健康管理事業から、247ページ下段の骨髄提供者等支援事業までの合計14事業でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 245ページ、第2次救急医療対策費補助金とありますよね。これの江南厚生病院と総合犬山中央病院とさくら総合病院がありますよね。

一応これは救急ということで、本来は江南厚生病院がほとんど江南市民が行っていると思うんですけども、この補助金の割合が、何か異常に総合犬山中央病院とさくら総合病院が多いような気がするんですけども、その算出根拠というのはどういうふうにされているのでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 こちらの補助金につきましては、まず目的といたしましては救急医療対策事業を円滑に推進し、地域住民の生命の安全に寄与するため、第2次救急医療施設などに対する補助をしております。

この算出根拠ということになりますと、輪番日数分ということで、令和3年度は夜間が365日、休日が72日の合計437日に補助単価でございます7万1,040円を掛けまして、またそれにプラスいたしまして固定割として1施設

400万円掛ける3病院分、これが分子になります。これを3市2町が均等割30%、人口割35%、搬送実績割35%で計算した江南市の負担の割合が、こちらの245ページの江南厚生病院からさくら総合病院へのお支払いの金額が表示されておるといような形になります。

○委員長 搬送実績割を多くするわけにはいかないわけですかね。

厚生病院が多分ほとんど受け入れていると思うんですけど。

○健康づくり課長兼保健センター所長 江南市にとっては江南厚生病院へほとんど行っておりますけれども、構成市町3市町が全てこの考え方で計算しておりますので、例えば犬山市からすれば総合犬山中央病院のほうへ、また大口町であればさくら総合病院、岩倉市にあつては正直払い損というような状況にございまして、こちらのほうは委員会を通じまして決定しておりますものですから、こういう考え方でよろしく願いいたします。

です、決して江南市が江南厚生病院が多いからといって、負担の割合がおかしいんじゃないかという考え方にはならないかなあとっております。

○委員長 かしこまりました。

ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員 233ページのがん検診のところで、多分スクラップのところで確認したと思うんですが、もう一度。

今回、検診の自己負担が増えた部分で検診の予想人数が減ったところとか、それから子宮頸がんのたしか期間の見直しがあったので、それによって人数が減ったところとかはあると思うんですけど、自己負担の見直しによって変わってきた数、ここに何人という数は書いてあるんですけど、特に去年と数の見込みが減っているところというのはないでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 まず、今回のがん検診で大きく見直したところをございませけれども、今委員がおっしゃられましたとおり、子宮頸がんですね、これまで毎年受けられるということにしておりましてけれども、こちらのほうを隔年と、こちらは国の指針に基づいて、また近隣市町の状況と合わせるような形で隔年とさせていただきます。

もう一つ大きい見直しといたしましては乳がんの関係で、今まで視触診というものを行ってございましたけれども、こちらのほうを令和3年度からは取

りやめと、廃止ということにさせていただいております。これががん検診の見直しのところですよ。

あと自己負担の見直しというところで、大きく対象人数を減らしたというところは特にございません。

○三輪委員　やっぱり今、コロナ禍で検診なんかも出かける方が減っていて、こういう時期に自己負担が増えたり間隔が延びると、ますます減るんじゃないかなあと、ちょっと心配をしています。

やっぱりがん検診というのはもっともっと増やして、早期に発見していただくことが医療費を削減するにも重要だと思いますので、これもちょっと見直しの見直しをぜひしていただきたいなあと。皆さんがもうちょっと気軽に検診を受けられる体制にしていきたいなあとということを思いますので、要望ですがまた考えてください。

○委員長　要望ということでお願いします。

ほかに質疑はございませんか。

○中野委員　247ページの骨髄提供者等支援事業なんですけど、令和元年度の決算書を見ると14万円なんですけど、今のところ令和2年度はどんな実績になるのかお尋ねいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長　これまで1名の方が令和2年度も申請のほうがございました。

ただし、この14万円というのが、骨髄提供者の方本人と、あとお勤めのところからの申請が共に1件ずつ上限7日ということで21万円という予算を組んでおりますけれども、令和2年度の実績については、御本人からの申請ということで勤務事業所からの申請はなく、14万円の支出というところで現在はなっております。

○中野委員　これは、なかなか周知が難しくてあんまり進んでいないのかなあと、これは今啓発とかは何かやっていますかね。水泳選手の池江璃花子さんとか、こうやって頑張っているんですけど、なかなか進んでいないというのがあるんですけど。

○健康づくり課長兼保健センター所長　周知のほうは、毎年10月に広報「こうなん」のほうに載せさせていただいております。

あと、1件ということですがけれども、もともと人口10万人に対して0.77の実績ということをございましたものですから、そういったことを考えますと、江南市として決して実績が少ないわけではないというふうに認識しております。

○委員長　いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員　239ページの母子健康管理事業のところ、妊婦乳児等健康診査というのがあって、特に妊婦健診が14回というふうにあるんですけども、これは無料で受けられるのが14回ということか、14回の中の何回かを無料にするというふうでしたか、どんなふうでしたか、ちょっと教えてください。

○健康づくり課長兼保健センター所長　こちらのほうは、受診券をお渡しして、14回無料で受診ができます。妊婦の方は14回。

さらに新年度の事業といたしまして、それに加えまして多胎児の場合5回追加で受けられるということになります。

○委員長　いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続きまして保険年金課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○保険年金課長　それでは、保険年金課所管につきまして、該当箇所を説明させていただきます。

最初に歳入でございます。

予算書の36ページ、37ページをお願いいたします。

15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、説明欄最下段の国民健康保険基盤安定負担金でございます。

次に、42、43ページをお願いいたします。

上段、15款3項2目1節社会福祉費委託金のうち、説明欄下段の国民年金等事務費委託金でございます。

44、45ページをお願いいたします。

16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、説明欄最下段の国民健康保険基盤安定負担金と後期高齢者医療保険基盤安定負担金でございます。

46、47ページをお願いいたします。

16款2項2目1節社会福祉費補助金ですが、説明欄最下段にあります後期高齢者福祉医療費補助金はじめ3件と、次の48、49ページの説明欄最上段にあります障害者医療事務費補助金以下3件でございます。

その下、2節児童福祉費補助金のうち、説明欄最上段の母子・父子家庭医療費補助金はじめ4件でございます。

60ページ、61ページをお願いいたします。

中段、21款5項2目雑入、4節医療費付加給付徴収金の高額療養費等徴収金でございます。

62、63ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、中段にあります後期高齢者健康診査委託費でございます。

次に歳出でございます。

182、183ページをお願いいたします。

3款1項3目社会保障費で、183ページ、説明欄の人件費等から、190ページ、191ページの国民年金事業まで、13事業でございます。

それから、少し飛びまして220ページ、221ページをお願いいたします。

最下段、3款2項3目医療助成費で、221ページ、説明欄の福祉医療費助成事業と、次の223ページ上段にあります子ども医療費助成事業でございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでございますので、続きまして教育部教育課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○教育課長 教育課の所管につきまして御説明させていただきます。

初めに歳入でございます。

予算書の30ページ、31ページをお願いいたします。

中段、14款1項7目1節小学校使用料、その下の2節中学校使用料でございます。

次に、40ページ、41ページをお願いいたします。

中段、15款2項6目1節小学校費補助金、その下の2節中学校費補助金でございます。

次に、50ページ、51ページをお願いいたします。

下段、16款2項7目1節教育総務費補助金のうち、教育課分で放課後子ども教室推進事業費補助金ほか2項目でございます。

次に、52ページ、53ページをお願いいたします。

下段、16款3項6目1節教育総務費委託金でございます。

次に、56ページ、57ページをお願いいたします。

上段、17款1項2目1節利子及び配当金のうち、下段にあります教育課分で江南市横田教育文化事業基金利子ほか1項目でございます。

次に、同じページの下段、19款1項1目1節基金繰入金のうち、はねていただきまして59ページの上段にあります教育課分で江南市ふるさと応援事業基金繰入金ほか2項目でございます。

次に、62ページ、63ページをお願いいたします。

上段、21款5項2目10節電話料収入のうち、教育課分で学校施設の電話使用料でございます。

次にその下、11節雑入、はねていただきまして65ページの中段、教育課分で小学生平和教育研修派遣事業費負担金ほか1項目でございます。

次に、66ページ、67ページをお願いいたします。

中段やや下、22款1項6目1節小学校債、その下の2節中学校債でございます。

以上、歳入でございます。

続きまして歳出でございます。

少し飛びますが、364ページ、365ページをお願いいたします。

最上段、10款1項1目教育支援費でございます。

次に、372ページ、373ページをお願いいたします。

中段、10款1項2目教育環境費でございます。

次に、382ページ、383ページをお願いいたします。

最上段、10款2項1目小学校費でございます。

次に、394ページ、395ページをお願いいたします。

最上段、10款3項1目中学校費でございます。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　　ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○石原委員　　予算書の365ページの一番下にあります特別支援学級等支援職員配置事業ですね。

たしか昨年の予算が2,484万3,000円で、今回が2,771万円と増額になっていきますけれども、配置人数を増やす予定なんですか。

○教育課長　　特別支援学級等支援職員につきましては、特別支援学級に通う児童・生徒が年々増加傾向にありまして、各学校のほうからも増員要望が非常に強いところでございます。

そうしたことから、財源の問題もございまして、補助教員を2名減員いたしまして、その財源で支援職員のほうを3名増員する予定でございます。

特別支援学級等支援職員につきましては、今年度の26名から3名増員しまして、来年度は29名を予定しております。

○石原委員　　分かりました。

3名増員ということですか。

続きまして、予算書の387ページの上段なんですけれども、ここにA E Dと、13節の使用料及び賃借料と17節の備品購入費の2つで計上されておるんですけれども、違いを教えてください。

○教育課長　　13節の使用料及び賃借料のA E Dにつきましては、こちらはリースとなっております。各小学校の水泳授業用として約2か月間借り受け

るものでございます。

一方、17節の備品購入費につきましては、各学校に設置してあるAEDが耐用年数を迎えまして買い換えるものでございます。

○石原委員　　ちなみに、耐用年数は何年ぐらいですか。

○教育課長　　これまでのものは耐用年数6年だったんですが、今回購入を予定するものは耐用年数8年を予定しております。

○石原委員　　ありがとうございます。

次ですけれども、予算書の399ページの下段ですけれども、指導用教科書等整備事業についてですけれど、これが令和2年の予算が1万円だったんですけど、令和3年では1,099万円と大幅に増額になっていますけど、その理由を教えてください。

○教育課長　　増額となった理由でございますが、教科書の採択変えと関係してしまして、中学校では来年度から新しい教科書を使用することとなっています。

児童・生徒用の教科書につきましては国のほうから無償提供されますが、教員が使用する指導用教科書につきましては各教育委員会で整備するということとなっており、来年度、中学校において指導用教科書を購入する必要があるため、大幅に増加となったというところでございます。

○委員長　　ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員　　365ページの養護教諭配置事業のことで、ちょっとお聞きをいたします。

会計年度任用職員の費用として1,128万8,000円というのが計上されているんですけども、養護教諭というのは基本的に県で派遣するというふうじゃないかと思うんですけども、現在江南市では、市の養護教諭が何人で、県からの養護教諭が何人かということ、ちょっと教えてください。

○教育課長　　まず、市費で今配置している職員については6人というところでございます。

あと県費については、基本的には各校1名ということなんですが、今年度については生徒数の関係で、古知野中学校だけは県費のほうは2人、その他の学校については1人という状況でございます。

○三輪委員 すみません、確認しますが、市費の6人というのは、1人いるんだけどもう1人プラスということで、2人体制のところでは6人が仕事してみえるということでしょうか。

○教育課長 はい、そのとおりでございまして、市費、県費合わせて2人配置しておるところをちょっと御紹介させていただきますと、古知野東小学校、古知野南小学校、布袋小学校、宮田小学校、古知野中学校、布袋中学校、宮田中学校ということになります。

〔「県費」と呼ぶ者あり〕

○教育課長 県費は古知野中学校で今。

〔「市費は……」と呼ぶ者あり〕

○教育課長 市費はこっちに行っていないです。

県費、市費含めて2人配置しておるところは、今言ったところですよ。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

○中野委員 387ページの情報教育推進事業の中で、今江南市はICT支援員みたいな人はいないですか。

○教育課長 現時点では、そのような者は配置しておりません。

○中野委員 近隣自治体を見ると、結構そうやって先生の補助じゃないけどICT支援員みたいな人を雇ってやっていっている部分もあるんですけど、江南市としてはそういうところの助成というか、配置していくお考えとかはないですか。

○教育課長 GIGAスクールも始まるというようなことではございますが、現時点ではそのような考えは持ち合わせておりません。

○委員長 いいですか。

○中野委員 よくないけどいいです。

○教育課長 確かに近隣市町でも支援員を配置しているところはあると思いますが、江南市の場合については、まず1つは業者委託している会社がありますので、そこから派遣をしていただいた形での支援は可能だというふうに考えておりますし、それからGIGAスクール構想がスタートしていくわけですが、それに関しましては本市の指導主事等が各学校を巡回し

ながら支援していくというような形で、今のところ考えているということで、特別に支援員を配置するという考えは今のところないという意味でございますので、よろしく願いをいたします。

○委員長　　よろしいでしょうか。

○中野委員　　じゃあ、そういう支援員を置かなくても、そういうところで事足りるという認識でいいんですね。

○教育長　　はい、今のところそういうふうに考えております。

今後、これではやっぱり不足だというようなことになってきたときには、また考えていきたいというふうに思います。

○委員長　　よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員　　ちょっと関連してですが、387ページに情報教育推進事業ということで、インターネット回線料が292万5,000円とか、保守委託料が1,618万1,000円とかいうのがあるんですけども、あとコンピューターの借り上げ料6,506万2,000円というのもあるんですけど、さっきの保守とかネット回線というのは、小学校でいうと10校分、あとまた中学校の分もあると思うんですけど、全部の学校の分がこれに入っているということでしょうか。

あと、教育用コンピュータ機器借上料というのは、もう本当は要らなくなったんだけど、借りている分の支払いということでしょうか、確認ですけど。

○教育課長　　こちらは小学校費と中学校費に分かれておりますので、小学校費については小学校の学校のインターネット回線だったりということになってきます。

それで、あと借り上げのほうについては、これまでの小学校でいえば児童用・生徒用の40台、中学校でいうと児童用・生徒用のパソコンルームに40台といったものの借り上げとなっております。

それで今回、G I G Aスクールということで、児童・生徒1台端末というようなことで整備を行いました。こちらのほうはリース期間がございまして、小学校ですと令和4年8月31日まで、中学校でいうと令和5年8月31日までということ。これはリースを解約したといたしましても、その金額は全額支払わなければいけないというようなこともございまして、引き続きり

ースのほうは行わせていただくということになっております。

あと、今回購入したクロームブックにつきましては、機器自体の保守契約は行わないというようなことで、故障した場合の代替機等でも使用できるのかなというふうにも考えております。

- 教育部長 補足ですけど、今ここに上がっている金額というのは、ほとんどが教員に配付したコンピューター機でございますので、G I G Aスクールなんかはあくまでも児童・生徒用の端末を購入したということでございますので、よろしく申し上げます。
- 三輪委員 確認しますが、じゃあこの教育用コンピュータ機器借上料というのは、教師が使う分のということでしょうか。
- 教育課長 教師用と児童・生徒用ということですよ。
- 三輪委員 各学校40台は児童用でありましたよね。それで教員用もあったと思うんですけど。
- 教育課長 もう少しじゃあ具体的に申し上げますと、例えば小学校費のほうですと、児童用として各校40台ですので400台。教員用については211台、小学校費のほうで見えております。
- 教育長 このG I G Aスクール構想が急遽、一気に整備されるということになったわけですが、江南市としては先進的にこの情報教育のほうには進めていくということで市長の考えもございましたので、早めに先生方のパソコンだとか子供用のパソコンを入れて、I C Tを活用した授業構想をしていこうという取組をした矢先にこのG I G Aスクール構想が、しかも年代ごとに段階的にやっっていこうという動きであったにもかかわらず、一気にスタートしたということでもありますので、こちらとしては計画的に小学校費、先ほど言ったように令和4年8月31日でリースが切れるわけですが、その後はG I G Aスクール構想に乗っかっていこうというふうに思っていたところが、こういう状況になってきましたので、ちょっとやえてしまう部分があって大変申し訳ないなあと、そういう意味では払わなきゃいけないものは払わなきゃいけないんで、そういうふうな形になっていることを御理解いただきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひいたします。
- 三輪委員 事情は大変よく分かるんですけども、何か大変もったいない

お金の感じがするので、各校40台、全部で400台、小学校だけでも、というものをどこかへ例えばまとめて貸し出すとか、何か使い道をもし考えられたら考えていただけるといいかなあ。例えば、パソコンの練習をしたい人に貸し出すとか、何かそういうのができんのか、学校にあるものなので無理かもしれないですけど、ちょっと活用方法がもしあればいいかなあと思います。

あと、さっきのインターネット回線料とか保守点検というのは、これは毎年これだけかかるということでしょうか。もう一回確認ですけど。

○教育課長 基本的には、これぐらいの費用はかかってくるというところで認識しております。

○委員長 さっきのは要望でいいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○岡本委員 ページでいくと393ページの小学校費の学校施設耐震補強事業、それから405ページのほうには中学校費で同じようなものがあるんですけども、今年耐震の診断をされているんですけど、結果はどのようになりましたでしょうか、お伺いいたします。

○教育課長 耐震診断が、委員おっしゃるとおり今年度実施をしております。耐震診断が未実施であった渡り廊下について実施をしております。

小学校では古知野北小学校、藤里小学校で各1か所、中学校では宮田中学校で1か所、北部中学校で2か所の合計5か所の渡り廊下の耐震診断を実施いたしました。

それで診断の結果でございますが、北部中学校の1か所のみ耐震基準を満たしたとの結果で、来年度は耐震基準を満たさなかった4か所の設計委託を行うということを予定しております。また、令和4年度には工事を実施する予定でございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員 すみません、もう1点だけ。

367ページのキャリアスクールプロジェクト事業というのに50万円というのがあるんですけども、どこかへ委託されているのではないかと思うんですが、どういうところへ委託されているのかと、あとこれは各学校で

それぞれこういうプロジェクトの行事をやるということでしょうか。

- 教育課長　こちらは各学校のほうに委託をしております、金額の積算根拠でございますが、中学校2年生のクラス数ということで、2万円掛ける25クラスという積算になっております。

それで、実際どういうことをやっておるかということでございますが、各学校のほうでマナー講座などの講演をやったり、主には職場体験学習を実施するときの手紙等のやり取りの郵送料等に使用しておるところでございます。

- 委員長　いいですか。

[挙手する者なし]

- 委員長　それでは、質疑も尽きたようでございますので、続いて学校給食課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 学校給食課長兼南部学校給食センター所長　それでは、学校給食課所管の歳入歳出予算について御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

予算書の32、33ページ上段をお願いいたします。

14款1項7目4節保健体育使用料のうち、学校給食課分で学校給食センター目的外使用料（電柱）ほか1件でございます。

はねていただきまして、58、59ページ上段をお願いいたします。

19款1項1目1節基金繰入金のうち、学校給食課分で江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

はねていただきまして、60、61ページ最下段をお願いいたします。

21款5項2目9節学校給食センター給食費徴収金でございます。

はねていただきまして、64、65ページ中段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、中段の学校給食課分で廃食用油売払収入ほか1件でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

436、437ページ下段をお願いいたします。

10款5項2目学校給食費でございます。

説明は以上です。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員 441ページのところで、派遣委託料が4,105万1,000円ということになっておりますが、結局来年度は正職員が何人で、会計年度任用職員の方が何人で、派遣職員の方が何人になるか、ちょっと人数を教えてください。両方一緒でもいいです。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長 まず、正職員でございます。南部給食センターが6人、北部給食センターが3人、計9人です。

派遣調理員が南北とも3人ずつ、あと再任用が南北とも1人ずつの配置でございます。

○委員長 いいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続きまして生涯学習課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 それでは、生涯学習課の所管につきまして御説明申し上げますので、予算書の26ページ、27ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

中段やや上、14款1項2目1節社会福祉使用料で、生涯学習課分、学習等供用施設使用料はじめ4項目でございます。

次に、30ページ、31ページをお願いいたします。

最下段、14款1項7目3節社会教育使用料で、公民館使用料はじめ9項目でございます。

次に、少しはねていただきまして、52ページ、53ページをお願いいたします。

最上段、16款2項7目2節社会教育費補助金で、放課後子ども教室推進事

業費補助金でございます。

はねていただきまして、54ページ、55ページをお願いいたします。

下段、17款1項1目2節使用料及び賃借料で、生涯学習課分、図書館自動販売機設置場所貸付収入でございます。

はねていただきまして、56ページ、57ページをお願いいたします。

上段、17款1項2目1節利子及び配当金で、生涯学習課分、江南市新図書館建設事業等基金利子でございます。

はねていただきまして、58ページ、59ページをお願いいたします。

上段、19款1項1目1節基金繰入金で、生涯学習課分、江南市ふるさと応援事業基金繰入金はじめ4項目でございます。

はねていただきまして、62ページ、63ページをお願いいたします。

上段、21款5項2目10節電話料収入で、生涯学習課分、学習等供用施設の電話使用料はじめ2項目でございます。

次に、その下、11節雑入で、はねていただきまして65ページ、説明欄中段やや下の生涯学習課分、コピー等実費徴収金はじめ4項目でございます。

はねていただきまして、66ページ、67ページをお願いいたします。

下段、22款1項6目3節社会教育債で、古知野北部地区複合公共施設整備事業債はじめ2項目でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

少しはねていただきまして、192ページ、193ページをお願いいたします。

中段の3款1項5目学習等供用施設費でございます。194ページ、195ページにかけて掲げております。

次に、大きくはねていただきまして、406ページ、407ページをお願いいたします。

最上段の10款4項1目生涯学習費でございます。418ページ、419ページの中段にかけて掲げております。

同じページのその下、418ページ、419ページですが、10款4項2目文化交流費でございます。426ページ、427ページの中段やや上にかけて掲げております。

説明は以上となります。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○石原委員 予算書の407ページの下のほうにある企画運営事業ですけれども、127万7,000円、昨年の予算が257万7,000円でしたけれども、減額になった理由を教えてください。

○生涯学習課長兼少年センター所長 主な理由といたしましては、こちらの事業といたしましては、令和2年度、令和3年度で愛知県都市教育長協議会の事務局のほうを江南市が行っておりまして、その業務を行う会計年度任用職員を1名雇用しております。令和2年度は年間を通じて雇用していましたが、令和3年度は雇用期間を9月末までの半年間としたため、報酬等が減額となったものでございます。

なお、10月以降につきましては、公民館事業におきまして古知野北部地区複合公共施設の準備に係る事務で会計年度任用職員を新たに雇用するため、こちらの今の都市教育長協議会の事務につきましては、その業務の一部をその会計年度任用職員にお願いしたいと考えております。

○委員長 いいでしょうか。

○石原委員 ありがとうございます。

次に、409ページの真ん中辺りに成人の集い開催補助事業というのがあります。これはたしか、昨年36万円という記念品があったと思うんですけれども、今年度の予算にないのはどういうことですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 こちらにつきましては、毎年多機能ボールペンだとかという消耗品のほうを渡しておりました。今年度は市のほうでスクラップ&ビルドという方針が示された中で検討しました結果、こちらはちょっと削除したいと、なくすということで検討いたしました。

理由といたしましては、成人の集いの実行委員会のほうからも記念品のほうを渡しているということで、こちらのほうは取りやめるということで考えたところでございます。

○委員長　　いいですか。

○石原委員　　ありがとうございます。

ボールペンがもらえなくなったということですね。

もう一つ、最後ですけれども411ページの中段の少年センター維持運営事業ですけれども、これも昨年度予算が225万5,000円で今回272万7,000円と増額になった理由を教えてください。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　こちらは少年センターのほうで、会計年度任用職員で相談員を、現在は週4日の勤務でお願いをしております。相談件数が増加傾向にありまして、また中には緊急を要する相談もありますので、来年度より週5日勤務ということで増額をしております。

○石原委員　　ちなみに、その相談件数が分かれば教えてください。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　過去3年間の相談件数でございますが、平成29年度は146件、平成30年度が269件、令和元年度が276件でございます。

○委員長　　ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員　　409ページの成人教育事業というところなんですけれども、愛知江南短期大学と共催で公開講演会というのを開催ということになっております。今までこういうことがたくさんあったと思うんですけれども、短大閉鎖後、例えば今オープンカレッジなんかがあるんですけど、その後のことというのは何か成人教育として考えていらっしゃればお聞きしたいと思います。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　愛知江南短期大学のほうにもいろいろお話をさせていただく中で、まだこれは完全にできなくなるということは、オープンカレッジですね、ちょっとまだ不透明なところがございます。

また生涯学習課といたしましては、公民館の事業であったりだとか、あと文化会館のほうでもいろんな講座であったり講演会であったりというのをやっている中で、またこれに代わるものはちょっと難しいかもしれませんが、また検討していきたいと考えております。

○委員長　　いいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員　　419ページの新図書館開館準備事業のことで、図書選定委員会委員謝礼というのがあるんですけれども、この選定委員会というのはどうい

う方を選ぶのかということと、2万冊買うという話になっておりましたけれども、置場がないかなと思うし、今選んで令和5年までにちょっともう古くなってしまふかなというのものもあるんですけれども、どういうものを選んでどこへ置いておくのか、ちょっと教えてください。

○生涯学習課長兼少年センター所長　初めに選定委員のほうですが、司書資格を有する方、例えば現図書館の職員の方であるとか、あと学校図書館司書の方などを今考えております。

　　図書の置き場所ということなんですが、今、購入先のほうだったり、取次ぎするところの倉庫に一時保管できないかということで協議を行っています。

　　あと、古くなるという懸念があるということなんですが、当然はやりの本を買ってしまうと開館時までには古くなってしまふこともありますので、その辺りもしっかり考えて、そういう本を選定していきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○委員長　いいでしょうか。

　　ほかに質疑はございませんか。

○岡本委員　まず、今の質問の関連なんですけど、電子図書が今後出てくると思うんですけど、その辺りはどのように考えられているのか教えてください。

○生涯学習課長兼少年センター所長　電子図書につきましては、図書館の基本計画のほうでも策定をしております。特に江南市全域で図書館に来られない方というのにも平等に図書を楽しんでいただけるように、今後いろんな資料のほうを収集していきたいと思っております。

　　また、今図書館のほうでは、参考書などがちょっと入れられていない状況ですので、参考書などは電子図書の特性を生かした資料として収集していきたいと考えております。

○委員長　いいでしょうか。

○岡本委員　ありがとうございました。

　　続きまして、417ページ、古知野北部地区複合公共施設整備事業についてちょっとお聞きしたいんですけども、工事費ですね、かなり高額になっているんですけども、こちらのほうの内訳が分かれば教えてください。

○生涯学習課長兼少年センター所長　今回、発注につきましては建築工事、電気設備工事、管工事ということで分離発注を考えております。

こちらは生涯学習課だけではなくて施設全体の金額で申し上げますと、建築工事が1億8,898万円、電気設備工事が2,839万1,000円、管工事が5,443万9,000円で、総額が2億7,181万円でございます。

○岡本委員　ありがとうございました。

かなり大がかりな工事だと思うんですけども、この工期ですけれども、いつからいつまでやられるということでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　建築工事のほうが、契約には議会の議決が必要になることから、5月臨時議会で議決のほうをお願いしたいと考えております。着工につきましてはそれ以降になるということで、工期が今8か月程度ということで見込んでおまして、その後備品の納入など開館準備の期間も含めて年度内に行えるように進めてまいります。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員　425ページの世界平和を願うパネル展事業ということで、これはスクラップの中で回数を減らすということがありましたけれども、何回から何回に減るのか、回数が分かれば教えてください。

○生涯学習課長兼少年センター所長　今、市民文化会館のほうは7日間、すいとぴあ江南が5日間で開催をしております。

来年度から、今のスクラップ&ビルドの関係で1日市民文化会館のほうを減らして開催したいと考えております。

○委員長　いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員　425ページの国際交流協会支援事業のことでお聞きします。

外国人の生活支援員設置委託というので、多分毎日ふくらの家のほうで相談活動とかをしていただいていると思うんですけども、あと日本語教室の開催委託というので204万円というのもついているんですけども、日本語教室というのが週何回ぐらいあるかということで、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○生涯学習課長兼少年センター所長　日本語教室につきましては、月曜日か

ら金曜日ということで週5日開催をしております。

- 三輪委員　かなり長い期間いろいろやっていただいているのに、ちょっとこれは金額が少ないのではないかなあというふうに思いますので、ぜひ会計年度任用職員をずうっと採用した分ぐらいの財政支援はしていただけたらなあということをお願いします。

何でかというと、施設の光熱費もかかるんですよ。あそこも結構古いところを使っているから暑い寒いということもあって、そういうこともあるので、もうちょっと何とか増額をお願いできればと思います。

- 委員長　要望ですか。

- 三輪委員　はい。

- 委員長　要望ということでよろしくをお願いします。

ほかに質疑はございませんか。

もう1個だけね。

- 三輪委員　427ページに外国人児童生徒放課後学習支援事業があって、15万円というのがあるんですけども、これはどこで行われていて、月に何回ぐらいやっているものか教えてください。

- 生涯学習課長兼少年センター所長　こちらは、開催場所につきましてはふくらの家と、あと藤里小学校の北舎の1階にあります国際ルームで開催をしております。

回数につきましては、毎週火曜日と木曜日ということで開催をしております。

- 委員長　いいでしょうか。

[挙手する者なし]

- 委員長　質疑も尽きたようでございますので、続きましてスポーツ推進課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　それでは、スポーツ推進課の該当箇所について御説明申し上げますので、予算書の32ページ、33ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

上段やや下の14款1項7目4節保健体育使用料でございます。

33ページの説明欄、スポーツ推進課分、スポーツセンター使用料はじめ13項目でございます。

次に、54ページ、55ページをお願いします。

下段の17款1項1目2節使用料及び賃貸料でございます。

55ページの説明欄、スポーツ推進課分、スポーツセンター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、64ページ、65ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入でございます。

65ページ説明欄の最下段からやや上の辺り、スポーツ推進課分、コピー等実費徴収金はじめ4項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、426ページ、427ページをお願いいたします。

下段の10款5項1目スポーツ推進費でございます。はねていただきまして、436ページ、437ページの下段にかけまして掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 1点いいですか、すみません。

429ページです。

コミュニティ・スポーツ祭開催事業の中で、コミュニティ・スポーツ祭はなかなか校区によっては温度差があって、参加人数がまちまちだとは思いますが、大体どのぐらいの参加人数を予定されて、またこの配分なんですけれども、開催委託料というおのおの10校区あるんですよね。どういった形で配分、一律に配分されてみえるのか、何か参加人数の割合で配分されてみえるのか、その辺のところをちょっとお聞かせください。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 コミュニティ・スポーツ祭は、

市内10校区で、小学校で行われておりますが、1校幾らの固定の金額と、それから参加人口ですね、参加された過去5年間の平均、それから校区の人口です。これは国勢調査ごとに見直しをしておりますが、それらに参加人数の場合は人数掛ける100円、校区人口に対しては人数掛ける10円を掛けたものをその校区ごとの費用にしておりますので、学校ごとに異なってまいります。

- 委員長 はい、かしこまりました。
- スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 参加人数は、令和元年度の結果でお答えをしたいと思うんですが、全部で6,371名参加がございました。
- 委員長 ほかに質疑はございませんか。
- 中野委員 55ページの自動販売機設置場所貸付収入の部分ですけれども、たしか一番最初にオープンするとき、飲食を食べられる自販機を入れてほしいとか何とか、売店とか何とかあったんですけど、今使われる方からそういう声とかはあまりないですか。
- スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 現在のところ、飲食についての御要望というのはあまり聞かれない状況ですが、1つアイスクリーム、食べ物に当たるかちょっと微妙ですが、そちらを1件入っていただいております。
- 中野委員 飛んで427ページの人件費なんですけれども、ちょっとこじつけみたいな質問になるんですけど、以前民間に運営委託という話もあったと思うんですけど、なかなか1年間、歳入を見て委託のほうを考えていくとあったと思うんですけど、コロナウイルスの影響で穴が開いて、なかなかきちっとした1年間の売上げを見ることができないんですけれども、今その辺の考え方はどういうふうになっているのかお尋ねいたします。
- スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 一般質問の中でも触れていただいた部分なんですけど、指定管理事業を検討しているんですけれども、指定管理する際に入っていただく業者に、歳入の状況などをお知らせする項目があるんですけど、そちらが非常に不安定な状況で、めどが少し当分立ちづらい状況というふうに考えておまして、指定管理についての動きというのは当面せずに、直営で進めたいというふうに思っております。
- 中野委員 例えば、今後民間の運営委託にしていったとしたときに、市民の方のメリットとかデメリットとかは、直営との違いはどうかでし

ようか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 直営には直営のよさがあるかと思えますし、指定管理にも指定管理の業者のノウハウなどメリットがあるかと思えますが、どちらを重きに置くか、コストのほうとかサービスのほうとかいろいろあるかと思うんですが、今リノベーションビジョン、行動計画ということで上げさせていただいておりますので、検討できる段階になりましたら、そういったところも含めて総合的に検討してまいりたいと思っております。

○中野委員 はい、分かりました。

○委員長 いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続きまして、こども未来部こども政策課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○こども政策課長 こども政策課所管について御説明をさせていただきます。初めに歳入から御説明をさせていただきます。

36ページ、37ページの上段、14款2項7目1節教育総務手数料、右側説明欄は放課後児童健全育成手数料、同じページの中段、15款1項1目2節児童福祉費負担金、右側説明欄、児童扶養手当支給費負担金ほか2件でございます。

38ページ、39ページの中段やや下、15款2項2目2節児童福祉費補助金のうち、右側説明欄の最上段、こども政策課分は児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金、母子・父子家庭自立支援給付金事業費補助金でございます。

42ページ、43ページの中段、15款4項1目1節児童福祉費交付金のうち、右側説明欄の最上段、こども政策課分は子ども・子育て支援交付金、子ども・子育て支援整備交付金でございます。

続いて44ページ、45ページの上段、15款4項4目1節教育総務費交付金、右側説明欄は子ども・子育て支援交付金、同じページの中段やや下、16款1項1目2節児童福祉費負担金のうち、右側説明欄の上段、こども政策課分は

児童委員活動費負担金ほか2件でございます。

48ページ、49ページの上段、16款2項2目2節児童福祉費補助金のうち、右側説明欄の中段、こども政策課分は地域子ども・子育て支援事業費補助金ほか2件でございます。

50ページ、51ページの下段、16款2項7目1節教育総務費補助金のうち、右側説明欄の下段、こども政策課分は放課後子ども教室推進事業費補助金、地域子ども・子育て支援事業費補助金でございます。

52ページ、53ページの中段、16款3項2目1節児童福祉費委託金、右側説明欄は母子父子寡婦福祉資金事務委託金、56ページ、57ページの上段、17款1項1目2節使用料及び賃借料、右側説明欄はこども政策課、交通児童遊園自動販売機設置場所貸付収入、58ページ、59ページの上段、19款1項1目1節基金繰入金のうち、右側説明欄の下段、こども政策課分は江南市森林環境譲与税基金繰入金でございます。

64ページ、65ページの下段、21款5項2目11節雑入のうち、右側説明欄の下段、こども政策課分は子育て短期支援利用料、親と子の遊びの広場参加料でございます。

次に、歳出でございます。

196ページ、197ページの最上段から、210ページ、211ページの下段までが3款2項1目こども政策費、そして大きくはねていただきまして、378ページ、379ページの上段から、380ページ、381ページの下段までが10款1項3目放課後児童費でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長　ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○石原委員　予算書の207ページ、母子・父子家庭自立支援給付事業の中の高等職業訓練促進給付金というのがありますけれども、594万8,000円、たしかこれは昨年の予算が767万8,000円だと思います。この減額した理由を教えてください。

○こども政策課長　この給付金は、母子家庭の母ですとか父子家庭の父が、

例えば看護師ですとか介護福祉士など就職に有利となるような資格を取得するために、1年以上養成機関での訓練期間の生活費の負担軽減のため支給されるという性格がございまして、この予算の積算に当たって、前年度から継続して支給を受ける方と、新規で支給を受ける方を見込んで計上しております。

令和2年度予算においては、継続の方が3名おりました。新規の方も3名を見込んでおりました。

令和3年度については、継続の方が2名と減っております。新規の方は同じく3名を見込んで積算しております、その差額が今回減ったものでございます。

○石原委員 分かりました。ありがとうございます。

もう一つ、ちょっと381ページまで飛びますけれども、381ページの放課後子ども総合プラン事業（放課後子ども教室）の会計年度任用職員のところ、1,620万3,000円ですね、これが昨年は1,907万7,000円ですかね、ありますけれども、これの増員した何人から何人、またその理由を教えてください。

○こども政策課長 増員した人数でございますが、令和3年度に布袋北小学校で放課後子ども教室が6月から開室されます。その安全管理員を採用する予定で、4人採用する予定でございます。4人採用するんですが、実際の配置、常時の配置は3人という、シフトのため4人というふうになっております。

ちなみに全体で申し上げますと、令和2年度は安全管理員の全員の数は36人で、実際の配置は28人ございました。令和3年度は全体の数は40人となって、常時の配置は31人となる予定でございます。

○石原委員 ありがとうございます。結構です。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員 収入のところの39ページで、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金というのが入っておりますが、これを使って何か市で事業をしているのか、このお金がどういうふうに使われているのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○こども政策課長 ※ こちらのほうは、ページでいいますと201ページの下段、

※ 後刻訂正発言あり

要保護児童対策事業ですとか、あと203ページの中段の子育て世代包括支援センター兼子ども家庭総合支援拠点運営事業というところに充当されております。

○三輪委員 要保護児童対策事業というところの中でお金を使って、相談その他をしているということでしょうか。

○こども政策課長 はい。今言いました事業自体が、例えば要保護児童対策事業といいますと、虐待の対応をしております。

もう一つの子育て世代包括支援センター兼子ども家庭総合支援拠点運営事業、子育て世代包括支援センターは、市の2階の人事グループの横の個室で運営しておりますけれど、子育て期における切れ目のない包括的な子育て支援を行うということで、相談事業ですとか、関係機関への連携などの相談事業を行ったり、もう一つの子ども家庭総合支援拠点というのは、例えば虐待の実情把握ですとか、予防ですとか、そういった対応をしているというところでございます。

○三輪委員 最近いろいろ虐待の問題で、本当に心が痛いニュースがたくさんあります。やっぱり虐待にならないための情報ですとか、そういうものを相談しやすいとか、本当に子育てというのは、今特にコロナ禍で孤独な子育てとか本当にそういうお母さんたちもたくさんいるので、そういう声を逃がさないように、相談しやすい、ここに相談したらいいよという広報をぜひしていただいて、虐待とかそういうことが起こらないようにしていただきたいので、相談場所についての広報などを広くお願いしたいと思います。

○委員長 要望ですね、分かりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続きまして保育課について審査をいたします。

〔「答弁の中で訂正をお願いいたします」と呼ぶ者あり〕

○こども政策課長 さっき児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金の事業の内訳を要保護児童対策事業と子育て世代包括支援センター事業というふうに申し上げましたが、正しくは要保護児童対策事業と子ども家庭総合支援

拠点の部分に係るもので、もう一つ言った子育て世代包括支援センターの部分はこの補助金ではないということでございます。失礼しました。

○委員長 いいですか。

○こども未来部長兼こども未来部保育課長 今、三輪委員から御質問のあったところで、DVの関係が386万8,000円ということですので、先ほど課長が申し上げた要保護児童対策事業の特定財源132万2,000円と、それから203ページの中段の子育て世代包括支援センター兼子ども家庭総合支援の特定財源、国交の254万6,000円の合計ということであります。

この事業の中身として、先ほど虐待対応、それから子育て不安への相談ということで、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点運営事業、そして要保護児童地域対策の協議会というので連携してやっておるといふ事業の中の虐待部分に係る分ということで御理解をいただければと思います。

○委員長 よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 はい、終わりました。

続きまして、保育課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保育課指導保育士 保育課所管の令和3年度一般会計予算について御説明させていただきます。

予算書の26ページ、27ページの下段をお願いいたします。

保育課所管の歳入でございます。

14款1項2目2節児童福祉使用料の保育課分、保育所保育料はじめ5項目でございます。

38ページ、39ページの中段をお願いいたします。

15款2項2目2節児童福祉費補助金の保育課分、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金はじめ3項目でございます。

42ページ、43ページの中段をお願いいたします。

15款4項1目1節児童福祉費交付金の保育課分、子ども・子育て支援交付金はじめ3項目でございます。

44ページ、45ページの下段をお願いいたします。

16款1項1目2節児童福祉費負担金の保育課分、子どものための教育・保育給付費負担金はじめ2項目でございます。

48ページ、49ページの中段をお願いいたします。

16款2項2目2節児童福祉費補助金の保育課分、施設型給付費等補助金はじめ5項目でございます。

58ページ、59ページの上段をお願いいたします。

19款1項1目1節基金繰入金の保育課分、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

60ページ、61ページの中段をお願いいたします。

21款5項2目5節保育園給食費徴収金の3歳以上児徴収金はじめ2項目でございます。

64ページ、65ページの下段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入の保育課分、児童福祉費等実習指導委託費はじめ3項目でございます。

66ページ、67ページの上段をお願いいたします。

22款1項2目1節児童福祉債の保育園施設改修事業債でございます。

次に、歳出でございます。

210ページ、211ページの下段、3款2項2目保育費の人件費等から220ページ、221ページ下段、幼稚園補助事業までを掲げております。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　　ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○中野委員　　今あんしん・安全ねっとメールを見ると、結構今保育士の募集がしょっちゅうあるんですけども、その中でなかなか保育士が確保できないという中で、保育士の多忙化解消のところていくと、例えば分業して役割分担して事務のほうをやってもらうとか、そういうので会計年度任用職員で今4,000万円ぐらいあるんですけど、これはほとんどパート職員なのか、そ

ういう人も入っているのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○保育課主幹 令和2年度から1名、試験的に事務職員を配置しております。

令和3年度から3名の増員をいたしまして、保育園に配置をする予定でございます。そこで事務を集約することによって、事務の負担の軽減を図るということを考えておりますので、よろしく申し上げます。

○中野委員 具体的にその3名で、そういう事務関係を各16園のやつをやっ
ていくという形なの。

○保育課主幹 そのとおりでございます。

○中野委員 ちょっとページを動くんですけれども、保育園の指定管理料のほうなんですけれども、ちょっと話がずれるかもしれないんですけど、今、布袋北保育園のほうで、結構朝夕の送迎でかなり渋滞というか、違法駐車と
いうのか分かんないんですけど、そういうのでかなり保育園のほうにクレームが入っていて、親御さんたちもそういうところでかなり苦勞しているところ
なんですけど、そういうところの駐車場の借り上げ料みたいなものというのは、
どこかで見られるんですかね。

というのと、あとほか江南市内でも、そういうクレームが来ているところがあるのかなのか、そういう認識があるのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○こども未来部長兼こども未来部保育課長 今の中野委員からの御指摘ですけれども、江南市の保育園18園あって、地域地域に根差して運営をしておる
ということで、送迎についても徒歩または自転車というようなことをずう
っと言ってまいりましたけれども、今の現状そんなことも言っていられない
と。実際ちょっと調査をしましたところでは、車で送迎する保護者が80%を
超えておるというような状況でございます。

今は周辺で駐車場用地を無償でお借りできるというか、地域の方の御厚意
で貸していただいておりますというふうなところについては、そういった準備が
できておるというふうなところであります。

今御指摘いただいたように、各園、いろんな園で周辺の方からの苦情です
とか、また路上駐車なんかでの警察の指導もいただくこともあるということ
でございます。

今後においては、一定の基準をつくってというのは、例えば送迎の状況ですとか、それから周辺の状況、そしてまた駐車するのであれば必要台数は何台なのかというようなところの分析を進めまして、これまでは行ってこなかった予算措置をして駐車場を整備するというような考え方も持っていないかんのだろうなあということを今考えておりますので、まずはそういった基準づくりをして、必要なところをピックアップしながら検討させていただきたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

- 中野委員　　今、お母さん方もほとんどの方が働いていて、送って行ってそのまま会社に行くとなると、自転車とかで一回送って行ってまた戻って車に乗り換えてというのはちょっと非効率的だし、布団とかを持っていかないかんとなると、なかなかやっぱり自転車とか徒歩だときついんだろうなあというところもあるんで、その辺を早めに進めていただきたいというのと、あと今、古知野南と布袋東でしたっけ、駐車場を各園でつくられて、6台か7台ぐらいだと思うんですけど、現状今その辺で状況的にはどういう感じなのか。
- こども未来部長兼こども未来部保育課長　　古知野南保育園においては用地購入をして駐車場を整備した、そして布袋東保育園では近所の方の御厚意で、無償で借りるようなところで駐車場整備をしたと。今までは通りに送迎の車がずうっと並んでいた、また布袋東保育園については江南岩倉線にもずうっと並んでおったような状況で、危ないというようなことをいろいろ指摘をされておりましたが、今はそういった道路に並んだような状況は解消されておるといようなことで把握をしております。
- 中野委員　　最後、要望というかあれなんですけど、今そうやって改善できた例もありますんで、各園そういうところで近隣からクレームがあったりとかそういうのがあって、そういうのを踏まえて進めていただきたいと思いますんでお願いいたします。
- 委員長　　要望ということで、お願いいたします。
- 稲山委員　　要望というか、ちょっと庁内で検討してほしいのは、そういった場合に、要は江南市は知ってのとおり調整区域が多くて、農業振興地域がかかっておったり農地だったりする、貸してあげたいけど転用しないかん。そういった問題が非常にネックになってくると、どうしても。ですので、そ

ういった収用じゃないんだけど、公共施設に伴う、そういった貸し与えでもええんだけど、そういったときの農地転用関係の特例を一遍ちょっと検討していただくとありがたいかなと思いますので、実際に何も耕作もされていなかったり、何かしておったりするところも近くでありますので、そういったところを借りるにしても、やっぱり農地法の関係もありますので、その辺を一度ちょっと検討していただくとありがたいかなあと思います。以上です。

- こども未来部長兼こども未来部保育課長　　今御指摘のとおり、実際に宮田保育園なんかで駐車場を、これは子育て支援センターの駐車場ですけれども、お借りしたときは、確かに農地転用といいますか、そういったのが必要になって、御無理を言ってやっていただいたようなときもあります。

保育課といいますかこども未来部だけではなかなか解決できない問題でございますので、農政課、担当課のほうとそういった実態もお伝えしながら検討をさせていただきたいなあというように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

- 委員長　　いいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　　質疑もないようでございます。

ここで答弁訂正がございますのでよろしくお願ひいたします。

- 健康福祉部長　　貴重な時間をいただきまして、大変申し訳ございません。答弁のほうを訂正させていただきます。

福祉課の所管する予算書193ページの民生委員活動費等負担金444万3,000円について御質問いただきまして、その負担金の内容について答弁をさせてもらいましたが、その答弁の内容でございますが、この予算書にある負担金とは別の地区民協への活動費として県から直接地区民協へ支払われるものでございまして、このままでいきますと答弁が誤りとなりますので、課長のほうから訂正のほうをさせていただきますのでよろしくお願ひをいたします。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　　それでは、先ほど答弁いたしました予算書193ページの民生委員活動費等負担金につきまして、答弁修正をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

民生委員活動費等負担金につきましては、県から市町村を通じて交付をされるもので、民生委員、児童委員1人当たりの弁償費として3万100円の146人分、それに加え民生委員協議会会長1人当たりの活動費として5,960円掛ける8地区の会長の全体の合計でございます。金額が444万3,000円となります。

この使用目的といたしましては、民生委員がふだんの活動として使う個人の電話代及び車のガソリン代など費用弁償費となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上、答弁を修正させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 分かりました。ありがとうございました。

これをもって議事を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時28分 休 憩

午後4時28分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第23号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後4時28分 休 憩

午後4時28分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、今日のところはこれにて厚生文教委員会を一旦閉会といたします。

午後4時29分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 伊藤吉弘